

國立政治大學日本語文學系

碩士論文

指導教授：于乃明 博士

The logo of National Chengchi University is a circular emblem. It features a central five-petaled flower shape. Inside the flower, the Chinese characters '政大' (Chengchi University) are written. The outer ring of the logo contains the text '國立政治大學' at the top and 'National Chengchi University' at the bottom.

辛亥革命における日本の対中外交
—政体干渉を中心に—

研究生：陳冠甫 撰

中華民國 104 年 8 月

辛亥革命期的日本對中外交政策

—以政治體系干涉為中心—

中文摘要

辛亥革命是中國近代歷史上的一大轉折點，革命推翻清朝，終結中國數千年來的皇帝專制政治體系，並樹立民主共和制的中華民國。然而革命爆發之時，世界列強於中國各自領有勢力範圍，也因此列強態度與革命走向息息相關，其中尤以日本及英國為最。

日本於 1895 年甲午戰爭後便積極在中國擴展勢力，1905 年日俄戰爭勝利後取得俄國在南滿洲利權，再透過 1910 年的「第二次日俄協約」確立日本在南滿洲的「特殊權益」。辛亥革命爆發後，日本即確立「解決滿洲問題」、「在中國建立優勢地位」兩個對中基本政策，並且在袁世凱掌控朝廷大權後，日本便積極拉攏他，企圖以援助袁氏為條件來說服他以「君主立憲體制」收拾革命局勢，延續清朝在中國的政治體系。於此同時，日本也透過外交途徑尋求其盟友英國對實現中國君主立憲體制的支持。

相較於日本對中國「君主立憲體制」的固執，英國更期盼的是一個完整而穩定的中國，以保護其貿易利益，另一方面，袁世凱則冀望藉由革命登上中國權力頂點。在袁·英關係逐漸靠攏之下，始終執著於「君主立憲體制」的日本漸漸失去了對革命局勢的外交主導權，就結局來看，日本對中國的政治體系干涉政策，實為其在辛亥革命外交中失敗的主因。

本文以政體干涉為主要觀點，重新比較、分析日本、英國、袁世凱三者在辛亥革命期，針對中國政治體系所進行外交角力的過程，來探究日本固執於君主立憲體制的具體原因。

關鍵字：日本、袁世凱、辛亥革命、君主立憲、政體干涉

辛亥革命における日本の対中外交 —政体干渉を中心に—

日本語要旨

辛亥革命は近代中国歴史にとって一つの転換点であった。革命は清朝を滅び、中国において千年にわたって封建的、専制的な皇帝政治体制に終止符を打ち、共和民主制の中華民国を樹立した。だが革命勃発した当時、世界列強は積極的に中国に進出し、中国各地域で各々の勢力範囲を領有することによって、列強各国の革命に対する態度は中国の革命の成り行きに影響を与える。特に日本とイギリスの対中政策が注目された。

日本は1895年日清戦争に勝ち、1905年日露戦争に勝利を収め、ロシアから南満州権益を譲られ、さらに1910年の「第二次日露協約」によって南満州における「特殊利益」が確立された。革命が勃発した後、日本は「満州問題を解決すること」、「中国における優勢なる地位を占めること」と対中基本政策として決定した。また清朝権力者の袁世凱を積極的に手元に抑えようとし、対袁援助により「立憲君主制」を革命収拾の手段として中国に強要しようとした。その同時に、同盟国であるイギリスに「立憲君主制」に対する支持を求めようとした。

しかし、日本の政体固執に対して、イギリスは政治体制にも関わらず寧ろ中国において強大な統一政権の樹立を望み、自身の権益と貿易が保障できることを重視した。一方、袁世凱の意図は革命を機として中国に君臨しようとしたことであった。このように、袁・英連携により日本は革命に対する外交主導権を失った。すなわち、日本の政体干渉政策は辛亥革命における対中外交失敗の原因となった。

本論は、辛亥革命における日本・イギリス・袁世凱三者の外交交渉を比較しながら、日本の政体干渉論を中心として立憲君主制を堅持した原因を探求したいと思う。

キーワード：日本、袁世凱、辛亥革命、立憲君主、政体干渉

謝辭

碩士生涯終於要在八月寫下休止符。

三年前會進日文所，其實是抱持著逃避社會的心情，當時連要寫甚麼題目都沒有方向，只能亦步亦趨跟著老師、同學們學習。所幸日文所的老師們給予學生很大的發揮空間，讓我能夠選擇有興趣的題目，在稿紙上盡情揮灑筆墨，順利畢業。

首先要感謝傅琪貽老師在課堂上給我論文題目的靈感，在論文起步也是最艱難的時刻，傅老師適時給我們壓力，從後面推我們一把，可以說沒有傅老師的提點，我就沒有辦法完成這本論文。相較於學業方面，系主任徐翔生老師對學生的照顧無微不至，尤其是我的女朋友曾擔任她的助理，所以她時時督促我要趕快畢業給女朋友一個交代，如今我終於畢業踏入社會，也算是完成徐老師對我的期盼。對於我最敬愛的指導教授于乃明老師，我想千言萬語都無法表達我對她的感謝，在于老師身邊的這四年來，我從老師身上不只學習到課本的知識，最重要的是做人處事的道理，雖然她貴為教務長，但是從來就跟學生沒有距離，于老師就像慈母一般，從不吝嗇與我分享她的一切，當然在論文寫作上，她也給我最專業的意見，我很幸運于老師能夠收我為徒，這份師徒之情，是我人生中最珍貴的回憶，必定歷久彌新，永不褪色。

再來我要感謝我的阿嬤、老爸、老媽、老妹、KIKI，因為有家人的支持，才能讓我沒有後顧之憂，專心埋首論文。如今我畢業出社會了，換我來孝順你們，支撐這個家庭。

另外我要特別感謝昭英學長常常請我這個窮學生吃好料，在論文寫作上也給我許多寶貴意見，還有日系男子凱博、宥豪、家瑋、阿綠、高高、大寶、阿福、振綱，每天在 LINE 群組裡的打屁聊天，讓我邊寫論文邊對著手機科科笑。感謝大學同學王桑、小嘎、宛欣，還有學妹兼室友小屁，鄰居鴨強，以及一起奮鬥的碩士生好夥伴 CANDY 姊、紫瑄、宥羽、城戶、陳祥、孝羽、雅筑，福豐國中的好朋友譯德、倍怡，大家陪我一起渡過一段不平凡的碩士生活。

再來我很感激遠在日本的月餅學長（現在已經是葉教授）、小藍、浩克能幫我到陰森的圖書館搜尋古老的史料，沒有你們的寶貴資料，我的論文一定無法如

期完成。我也很感激系上助教小花、大餅，所上學姐麥壹、安奇、大寶，有關論文寫作的問題只要問你們一定能找到答案。

最後我想對我的女朋友小四說，謝謝妳這八年來的陪伴，在我當研究生沒有收入時，妳還跟象迷一樣對我不離不棄，省吃儉用，每天過著長途跋涉的通勤生活，我虧欠妳太多，如今我畢業了，一定會努力工作，將來讓妳衣食無缺，過妳想要的生活，謝謝妳。



目次

第一章 緒論	1
第一節 研究動機と目的	1
第二節 先行研究	4
第三節 研究方法	7
第二章 武昌蜂起をめぐる日本政府の対応	9
第一節 武昌蜂起	9
第二節 革命初期の日本の対応策	11
第三章 袁世凱の登場をめぐる日本政府の対応	18
第一節 日本の対袁外交	18
一. 袁世凱の出馬	18
二. 対袁政策の決定	21
三. 伊集院・袁世凱会談	23
四. 伊集院の積極策	26
第二節 日本の対英外交	28
一. 日英共同干渉の申込み	28
二. イギリスの共同干渉拒否	32
第三節 袁世凱の計略	34
第四章 南北和議と政体問題をめぐる日本の対応	40
第一節 イギリスと南北和議	40
一. 袁世凱の野心	40
二. イギリスの南北和議工作	43

三.	南北和議から日本の排除.....	44
第二節	日本と南北会議.....	52
一.	立憲君主と共和民主の論争.....	52
二.	イギリスの政体に対する態度転換.....	54
三.	政体干渉策の挫折.....	59
第三節	日本の立憲君主制の堅持.....	64
一.	満州権益擁護の視点.....	64
二.	思想抑制の視点.....	67
第五章	終章.....	73
参考文献（年代順）	79



第一章 緒論

第一節 研究動機と目的

まず、辛亥革命というのは何物であろうか。

辛亥革命は、狭義では1911年10月10日の夜武昌で一部の「新軍¹」が清朝に反旗を翻した蜂起から、1912年2月12日の清朝皇帝（宣統帝溥儀）が退位詔書を出した日までの期間に、中国全国各地で起った清朝支配を崩壊させた武装闘争を指すものである。広義では、清朝末期からの一連の革命運動から、武昌蜂起を経て中国における共和制の確立までの期間を指すものである。一見すると、辛亥革命は中国の一事件にすぎないが、しかし辛亥革命は古代より続いてきた君主政治を終わらせ、中華民国というアジアにおける最初の共和国を樹立した²。

政治的側面から言えば、中国において数千年にわたって封建主義的専制主義的統治システムの中に、頂点に立っている最高支配者は皇帝である。辛亥革命によってこの皇帝制度は潰され、権力中心は大統領と国民会議等近代民主国家制度に取って代わられた。すなわち、辛亥革命は中国が数千年にわたって築いてきた古い統治システムを打ち壊したのである。思想的側面から言えば、民主主義の高揚と思想解放による、君主専制制度の下では皇帝が絶対的で冒涇してはならない神聖な存在であったが、辛亥革命はこのような伝統を打ち破った。つまり、国家と個人との関係について、中国の民衆に大きな意識変化が起ったことである³。

続いて、日本にとって辛亥革命は何物であろうか。

辛亥革命勃発当時の国際情勢から見ると、世界列強は経済利権を獲得するために、積極的に中国に進出し、中国各地域で各々の勢力範囲を領有した。この

¹ 日清戦争後、創建された中国の洋式軍隊。「新建陸軍」の略称。袁世凱が統率し、北洋軍の母体となった。義和団事件後逐次増設され、各地の新軍が辛亥革命の推進力となった。『大辞林第三版』三省堂

² 王柯編『辛亥革命と日本』藤原書店、2011、P.17

³ 同上、P.4

ように、中国は清朝中央政府を有する独立国家であったが、ある意味で半植民地になっている状態であった。そのため、辛亥革命は世界列強に衝撃を与えた一方、各国の革命に対する態度も辛亥革命の成り行きに影響を及ぼした。

その中に、中国と隣接しているアジア唯一の帝国主義国家たる日本はショックを受けた。日本は 1895 年日清戦争に勝ち、1905 年日露戦争に勝利を収め、1910 年韓国併合⁴を果たして中国大陸に大きく伸びる機会を捉えた。朝鮮半島を經由して満州に進出することは、日本の外交政策にとって至上使命であった。1905 年のポーツマス条約⁵によって、日本がロシアから南満州権益を譲られてから、日本は英露両国と協調しながら漸進的に影響力拡大を図る方針をとった。1906 年の南満州鉄道株式会社創設⁶、1909 年日清協約によって満州に関する諸条約が実現され⁷、さらに南満州を「特殊利益」地域として日露両国で共同して守ることを約束した 1910 年の「第二次日露協約」によって補完された⁸。

満州経営に着々と歩みを進めている際、中国大陸に革命が発生し異なった政体の出現は、言うまでもなく日本に衝撃を与えた。辛亥革命の勃発に対して、日本政府はおよそ二週間後の閣議決定で「同国ニ対シテ優勢ナル地位ヲ占メンコトヲ努メ合ワセテ満洲ノ現状ヲ永遠ニ持続スルノ策⁹」として、要するに日本政府は中国本土に勢力を扶植することを目的とし、あくまで列国と共同動作を取り官革双方を刺激しない、という静観的な最初方針を取った。

11 月に入り南方の革命気運は一層盛り上がった。清朝は今までもなく危機

⁴ 1910 年「韓国併合ニ関スル条約」により日本が韓国を併合し、自国の領土としたこと。日露戦争後、日本は三次にわたる日韓協約により漸次韓国支配を強めてきたが、併合以後は朝鮮総督府を置き 1945 年の敗戦まで完全支配した。日韓併合。『大辞林第三版』三省堂

⁵ 1905 年 9 月、アメリカのポーツマスにおいて調印された日露戦争の講和条約。アメリカ大統領ルーズベルトの仲介によるもので、日本全権代表は小村寿太郎、ロシア全権代表はウィッテ。日本の韓国における権益の承認、旅順・大連の租借権および長春以南の鉄道と付属の利権の譲渡、樺太南半の割譲などを決めたが、賠償金は獲得できないなど講和の内容に対する国民の不満が高まり、東京では暴動が発生した。『大辞林第三版』三省堂

⁶ ポーツマス条約によって帝政ロシアから譲り受けた東清鉄道の一部（旅順—長春）とその支線、撫順炭鉱などの権益、財産を運営するため、1906 年勅令によって資本金 2 億円（うち政府現物出資 1 億円）で特殊法人として設立された。『ブリタニカ国際大百科事典小項目事典』

⁷ 朝鮮の外交権を奪った日本と中国（清）との間で、1909 年に結ばれた国境に関する協約。間島地方は中国領とされ、かわりに日本は中国東北部に対する利権を拡張した。『大辞林第三版』三省堂

⁸ 日本とロシアが英米の東アジア進出に対抗する目的で、1907 年から 1916 年まで四回にわたり締結した協約。1910 年 7 月 4 日調印の第二回協約は、満州の現状維持と特殊権益防衛に相互援助すること。『日本大百科全書』小学館

⁹ 『日本外交文書』（清国事変）、P.50

に陥ったので、下野した袁世凱を再起用せざるを得なかった。袁世凱の登場に対して、日本は静観策から積極の干渉策へ転換した。日本政府は駐清伊集院公使に通じて、「貴方ニ於テモ徒ニ世評ニ迷ヒテ帝国ノ誠意ヲ疑フカ如キコトナク必要ノ場合ニハ虚心坦懐心情ヲ打明ケテ助力ヲ求メラルルコト得策ナルヘシ¹⁰」と袁世凱に伝え、袁に援助を与えることによって革命を干渉しようとしたことを明らかにした。その干渉策とは立憲君主制を中国に強要したことであった。

この立憲君主制の干渉策は間接に日本の外交失策を招いたといえる。中国の立憲君主制を実現するために、協調外交を重視した日本は同盟国たるイギリスの協力を呼びかけたが、イギリスは政体問題において経済権益保護を重点とし政体を問わず現実的な態度を取ったので、共和制に妥協した。一方、日本は立憲君主制による時局收拾策を袁世凱に強要したが、袁の南北会議により中国に君臨しようとした真意を始終把握できなかつたので、袁は日本の期待を裏切って国会による政体採決策を選択した。

ここで興味深いのは、日本の立憲君主制に対する堅持である。袁世凱の登場から、日本は対中援助より袁世凱の立憲君主制支持を要求したが、情勢の推移に伴って共和制による時局收拾の傾向が止まらなかつた。日本は中国に親日勢力扶植の企図を実現し、袁を手元に抑えようとしたために、1911年12月24日の閣議で一度「(立憲君主)主義は之を放棄するを得策とす¹¹」と、立憲君主制による中国時局收拾方針を放棄した。にもかかわらず元老会議によって閣議決定が否定され¹²、日本政府は最後まで依然として立憲君主制の干渉策を固執したことが明らかにした。このように、日本は立憲君主制の堅持のため、イギリスと袁世凱に働きかけた外交努力は何らかの成果を収めることが出来ず、逆に日本に対する疑心を深め警戒心を高めた。政体問題をめぐって日本は外交孤立状態に陥った¹³。

¹⁰ 『日本外交文書』(清国事変)、P.378-379

¹¹ 原圭一郎編『原敬日記』第三卷、福村出版、1981、P.198-199

¹² 第二次大戦前、後継首相候補者の推薦など、重要な政治問題について天皇の諮問に答える国家の最高機関的役割を果たした政治家。詔勅を受けて元勳優遇とされた者で、黒田清隆・伊藤博文・井上馨・西郷従道・大山巖・松方正義・山県有朋・桂太郎・西園寺公望の九人。西園寺の死をもって消滅。『大辞林第三版』三省堂

¹³ 俞辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』東方書店、2002、P.70

本論は、日本政府・外務省の革命勃発初期における対清政策の模索と形成過程を考究すると共に、袁世凱の登場による南北関係の急激な変化に伴う日本・イギリス・袁世凱三者の外交交渉を比較しながら、日本の政体干渉論を中心として立憲君主制を堅持した原因を探求したいと思う。

第二節 先行研究

辛亥革命における日本の対応について、日本の研究の中に、彭澤周氏は西園寺内閣を中心に考察を試みた。彭氏の論稿『辛亥革命與西園寺内閣』（1964）¹⁴によって、辛亥革命における日本の対華干渉を検討する際に、二つのポイントを把握しなければならない。第一は明治日本の政体を理解することであり、第二は日本の在華利権を認識することである。彭澤周氏は、当時の日本政府はこの二点を基づいて対中政策を執ると指摘した。

まず日本の政治体制について、1889年発布した「大日本帝国憲法」によって日本は「立憲君主制」国家になったが、憲法は民衆権力を弱化するとともに、天皇の支配権を強化し、すなわち「絶対主義天皇制」を確立した。このような政治背景のもとで、日本は国内の民主勢力を抑えながら積極的に中国侵略をしつつあったので、もし隣接している中国で「民主共和制」の統一強固政府が樹立されれば、立憲君主制の日本と政体的に根本的な矛盾が起き、中国侵略にとって障害になったのが予想される。ゆえに、日本は清朝政府の存続を望んで、中国の立憲君主制に尽力し、革命勢力を抑える政策を明らかにした。

続いて日本の在華利権について、日本は日清戦争、日露戦争に勝ち、中国から莫大な利益を獲得した。近代資本主義の中に、立憲君主制度でありながら封建的な天皇制を採用する日本帝国主義は二つの特徴を有する。いわゆるロシアのような封建帝国主義的な領土侵略性格とイギリスのような近代資本主義的な経済侵略性格である。しかし、日本は北進し満蒙問題を解決すれば、ロシアの極東政策と衝突する。その一方、南進し中国本土で経済的権益の発展を図れば、イギリスからの干渉を招く。このように、辛亥革命をきっかけとして中国

¹⁴ 彭澤周「辛亥革命與日本西園寺内閣」『中國近代現代史論集 18』第 17 篇(下)、台灣商務出版社、1986

からいっそう利益を奪取しようとするれば、経済問題について、日英同盟を基盤としてイギリスの外交を追随する一方、満蒙問題について、ロシアの諒解と支持を取り付けざるを得なかった。

辛亥革命勃発後、北方の清朝政府で実権を掌握したのは実力者の袁世凱であったので、各国は袁世凱を清朝政府の代表者と見なし対中外交を検討した。日本も例外ではなく、政府は駐清伊集院大使に通じて対袁工作を始めた。池井優氏は論文『日本の対袁外交（辛亥革命期）』（1962）¹⁵で、池井優氏は袁世凱を中心として日本の外交政策分析した。

池井優氏は清朝が袁世凱を再起用した後、日本が革命に対する静観策から積極的干渉策を踏み出したことを二つの原因に整理した。まずは袁世凱の意図が立憲君主制による収拾にあると判断したこと。次はイギリスが中立を表明し、日本が先に働きかけるのが有利であると判断したこと。しかし、西園寺首相、内田外相を初めとする政策決定者が中国の情勢判断に対して不明であり、出先機関すなわち北京の駐清伊集院公使の袁世凱に対する判断の誤りによって、袁が共和制に賛成し自ら大統領となる意向を把握しなかったので、結局対袁外交が失敗に終わった。

辛亥革命期における日本の外交は始終同盟国たるイギリスに追随した。協調外交を重視した日本政府は、イギリスに対して対革命干渉の協力を求めたが、イギリスはしばしば曖昧の態度で日本の共同干渉策を拒否した。臼井勝美氏の論文『辛亥革命と日英関係』（1977）¹⁶から、辛亥革命期の袁世凱をめぐる日英外交が窺える。

臼井勝美氏は、イギリスの中立政策は袁世凱をバックアップするという偏向を持った中立であると指摘した。日本は辛亥革命をきっかけとして中清・南清へ政治的・経済的進出を企んでいたが、揚子江を中心とするこの地域は中国最大の市場であり、イギリスは勢力圏として貿易権益を守るために、決して日本の進出を許せなかった。イギリスは強大な軍事力を背景にもつ袁世凱を擁護し、袁世凱体制を推進することによって、日本の意図を牽制するとともに、自国権

¹⁵ 池井優「日本の対袁外交(辛亥革命期)(1)(2)」『法学研究』35(4)(5)、慶応義塾大学法学研究会、1962

¹⁶ 臼井勝美「辛亥革命と日英関係」、『季刊国際政治』（58）、日本国際政治学会、1977

益の確保、拡大を期待した。

辛亥革命期に中国現地にいる駐清北京公使伊集院彦吉は忠実に日本政府の訓令を従い、対袁世凱・イギリス公使ジョルダンの外交工作に努めていた。櫻井良樹氏・廣瀬順皓氏・尚友俱樂部によって編集された『伊集院彦吉関係文書』(1996)¹⁷は伊集院の日記を通して、辛亥革命期の中国現地外交を明らかにした。その中に注意すべきのは、10月27日の日記に記している「此機を利用して清国人間に分割するの手段方法」、すなわち中国分裂策であった。伊集院は清国の分割・対峙状態を作り出して、終局には日本の満蒙への影響力を高めようとした構想が明白である。

ウッドハウス暎子氏は著書『辛亥革命と G.E.モリソン』(2010)¹⁸で辛亥革命期に「ロンドン・タイムズ」の駐北京ジャーナリスト、ジョージ・アーネスト・モリソンを対象として、モリソン文書(日記、往復書簡、覚書など)を読み解くことから、モリソン個人外交の重要性を強調した。

日本政府は袁世凱の立憲君主制による時局收拾策を期待した。それとは反対に、モリソンは自らの判断で、袁世凱を共和制大統領にするほか時局收拾策はないとして、彼は個人的外交を展開し、袁の共和制大統領実現を支持するようにと、日本政府に強く促した。モリソンの提案は南北平和会議に決定的な影響を与え、国民会議による政体決定案に繋がっていった。イギリス政府はモリソンの提案を重視し、時局收拾を共和制支持として転向した一方、日本は対中政策を君主制に固執し、政策転換の時期を誤った。日本の外交失策に対して、ウッドハウス暎子氏は、辛亥革命期の日本外交は常に事態の展開から一步遅れてついでいったと指摘した。

辛亥革命に対する日本政府の対応については、兪辛焯氏の著書『辛亥革命期の中日外交史研究』(2002)¹⁹は比較的新しく体系的で詳しいものである。同書は、日本で起ったさまざまな動きを多くの一次史料を使用して描いている。

兪辛焯氏は袁世凱と日本・イギリスの関係を二重的外交関係として新しい観点を提出した。袁と日・英は、一面においては、侵略と被侵略の問題に関して

¹⁷ 櫻井良樹、廣瀬順皓、尚友俱樂部編『伊集院彦吉関係文書』辛亥革命、芙蓉書房、1996

¹⁸ ウッドハウス暎子『辛亥革命と G.E.モリソン』東洋経済新報社、2010

¹⁹ 兪辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』東方書店、2002

互いに対立的であった。だが、他方では、日・英間の中国をめぐる争いにおいて中国に君臨しようとする袁を自分の手元に抑えようとして、日・英は袁をめぐる争いを始めた。被侵略者の袁はこの争いを利用して、侵略者のイギリスを選択し、イギリスに頼ろうとした。俞辛焯氏は、このような二重的外交関係から生ずる袁と日・英の三者関係は一時だけでなく、この辛亥革命期に始終作用したと指摘した。

上述したように、辛亥革命に関する研究について、革命に対する日本政府の対応策、革命をめぐる外交、また革命期における個人的外交を踏まえる研究は決して少なくないが、従来の研究は辛亥革命期における日中外交の進行・展開に対して多くの関心がある。その中に、彭澤周氏は革命干渉について、原因は政治体制の根本的な矛盾という論点を提出したが、政策決定者の中心思想の形成過程を詳しく論じなかった。すなわち、日本はなぜ立憲君主制を中国に強要したのだろうか、誰が立憲君主制を固執したのだろうか、干渉策の真意についてはあまり注意を払ってない。したがって、本論は日本の立憲君主制に対する固執の視点から、更に綿密な史料を加え、辛亥革命期の日本外交について一考察を試みたいのである。

第三節 研究方法

本論の研究範囲は、1911年10月10日辛亥革命の武昌蜂起から、1911年12月27日内田康哉外相がイギリス政府に「暫ク事態ノ発展ヲ觀望スルコトトナシタル²⁰」という対中干渉策を放棄する電報を發したまで、日本政府の対中干渉過程を分析しながら政体干渉の原因を探求するものである。

まず、辛亥革命期における中国現地の状況を明らかにするために、本論では張國淦氏の『辛亥革命史料』、李廉方氏の『辛亥武昌首義記』を参照し、どちらでも辛亥革命の成り行き及び南北和議の様子を詳しく還元した重要な資料である。また、日本政府の革命に対する対応策及び後の干渉策について、外務省が編集した『日本外交文書』(清国事変)に、革命期における外務省と中国、

²⁰ 『日本外交文書』(清国事変)、P.471

イギリスに駐在していた外交官との間に連絡手段として使われた電報が詳しく整理されている。特に内田外相・駐清伊集院公使、そして内田外相・駐英山座臨時大使の間に発し合う電報を取り上げて、日本政府の視点から日本・中国・イギリス三国の外交経緯を明らかにする。また、羅家倫氏によって編集された『英国外交青書－辛亥革命に関する資料』に、イギリスのグレー外相と駐清のジョルダン公使の間の電報が詳しく記録されていて、イギリスによって南北和議斡旋の始末が窺える。以上は本論で使用した基本史料である。

次に、干渉策形成の背景を理解するために、政策決定者の思想を無視してはならないと思う。徳富蘇峰が編述した『公爵山縣有朋傳』によると、辛亥革命期に対中政策に於いて強い発言権を持っていた元老山縣有朋はの共和制に対する批判は明白である。また、櫻井良樹・廣瀬順皓・尚友俱樂部によって編集された『伊集院彦吉関係文書』を利用して、辛亥革命期に駐清伊集院公使が書いた日記を分析しながら、彼の政体干渉に対する積極的態度を明らかにする。そのほか、『西園寺公望』、『内田康哉』、『桂太郎文書』等辛亥革命に直接・間接に関わっていた人物の伝記、文書を詳しく読んで行きながら、今まで研究された関係論文を検証するとともに、政体干渉の事実についてより厳密且つ論理的な結果を解明したい。

本論の構成において、まずは辛亥革命の蜂起について簡単に記述し、革命初期における日本政府が静観策を出した原因を詳しく分析する。続いては袁世凱の出馬に応じて、日本政府は消極的静観策から積極的干渉策に転換し、袁世凱に援助を与えることにより中国に立憲君主制を強要した過程を考察する。また、日英同盟にも関わらずイギリス密かに袁世凱に接近し、南北休戦の斡旋に努めることを解明する。次には南北和議において政体問題をめぐって日本・イギリス・袁世凱三者の外交過程を比較しながら、南北会議において日本の中国政体干渉策の失敗原因を究明する。最後に、以上の考察から獲得した情報に基づいて、日本の政体干渉いわゆる君主立憲制に対する堅持の具体原因を明らかにしたい。

第二章 武昌蜂起をめぐる日本政府の対応

第一節 武昌蜂起

1911年10月10日蜂起した革命軍は、10日武昌を奪い、12日漢口・漢陽を占領し、武漢三鎮を手中に収めた²¹。1911年10月12日、革命軍政府は中華民国軍政府を名乗って、鄂（湖北）軍都督黎元洪の名義で、漢口の各国領事に覚書を発送した。内容は次のように記している。

「中華民國軍政府鄂省都督為照會事、我軍政府、自廣東之役、團體潰後、乃轉而向西、遂得志於四川、在昔各有邦未遽認我為與國者、以惟有人民主權、而無土地故耳、今既取得四川屬之土地、國家之三要、於是乎備矣。軍政府復祖國之情切、憤滿奴之無狀、復命本都督起兵武昌、共圖討滿、推倒滿清政府、建立民國、同時對於各友邦益敦睦鄰、以期維持世界之和平、增進人類之幸福。所有民軍對外之行動、特先知照、免致誤會。²²」

要約すると、この覚書は中華民国軍政府は国家を構成する人民、領土、政府等三つの要素を具備した政府であることを明示し、間接的に列強の承認を要請する意を表した。続いて「軍政府は満朝の無能を怒り、祖国を取り戻すために、武昌で拳兵し、専制政府を打倒し、民国を創立した」と、蜂起の政治目的と対外政策の基本方針を明確に示した。

また、覚書はこのような方針に基づき、下記のような軍政府の対外政策の基本方針を明確に示した²³。

- (一) 清朝政府が以前各国と締結した条約は、引き続きこれを遵奉す
- (二) 軍政府占領地域内に居留する各国人民の財産はこれを承認し保護す
- (三) 既に外国に与える一切の特権はこれを承認し保護す
- (四) 賠償金と借款は旧に照らし、各省より期に従い数の如く返還す

²¹ 張國淦『辛亥革命史料』龍門聯合書局、1958、P.81-90

²² 同上、P.101-102

²³ 李廉方『辛亥武昌首義記』中國國民黨黨史史料編委會、1961、P.379

- (五) 各国がもし清朝政府を援助し軍政府を妨害すれば敵と見なす
- (六) 各国がもし清朝政府に軍需品を援助すれば、捜査没収す
- (七) 本通告の日付以後、清朝政府と各国との間に締結された条約に対し、軍政府は一切承認をせず

義和団に対する八カ国連合軍の凄惨な鎮圧は²⁴、中国の革命指導者に深刻な教訓を与えており、蜂起が成功するか失敗するかのキーポイントは、如何に列強の軍事的干渉を阻止・排除するかであると見なされていた。故に、上記の七か条は革命軍が中国における列強の既得権益を承認することによって蜂起に対する列強の軍事的干渉を排除しようとしたものであり、清朝に対する列強の援助を阻止し国際的に清朝を孤立させようとしたものであった²⁵。

漢口の松村総領事は 10 月 11 日林董外務大臣に打電し²⁶、漢口の様子を下記のように報告した。

「今朝迄ニ場内ハ全ク暴徒ノ占領スル所トナレリ彼等ハサナトニ砲列ヲ布キ今朝来熾ンニ総督衙門ヲ砲撃シタ（中略）原因ハ満州人ニ対スル反感ニアルモノ（中略）一般人民及外国人ノ生命財産ニ対シテハ何等ノ危害ヲ加ヘス²⁷」

上述のように、軍政府の措置によって、蜂起と激烈な戦闘の混乱の中でも、外国人と列強の権益は十分に保護されていたので、列強は蜂起に干渉する必要性と口実がなくなり、10 月 18 日駐漢口英・露・仏・独・日等各国領事は革命軍政府に中立を厳守する声明を発表した²⁸。すなわち、革命勃発期に革命軍は列強の軍事干渉を排除することに成功したことが窺える。

²⁴ 1899～1900 年、列強の進出に抗した中国民衆の排外運動。山東に始まった義和団の運動が華北一帯に波及、北京の列国大使館区域を包囲攻撃するに及び、日・英・米・露・独・仏・伊・澳連合軍の出兵を招き、鎮圧された。北清事変。団匪事件。『大辞林第三版』三省堂

²⁵ 俞辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』東方書店、2002、P.8-9

²⁶ 西園寺内閣の初めに林董通信大臣は外務大臣を臨時兼任した。内田康哉がアメリカから帰国後、1911 年 10 月 16 日、林董は外務大臣臨時兼任を解く

²⁷ 『日本外交文書』（清国事変）、P.46

²⁸ 張國淦『辛亥革命史料』龍門聯合書局、1958、P.103

第二節 革命初期の日本の対応策

当時日本国内の状況はどうであったろうか。曾村保信氏は「日本の政局は重大な転換期に直面しつつあった²⁹」と指摘した。明治時代の大半を支配してきた藩閥勢力は、1905年の日露戦争以来次第にその勢いを増大してきた諸勢力に取って代われつつあった。この新興勢力は大体三者に分けられる。まずは藩閥勢力のもとで漸次成長を遂げた政府の官僚であり、次は日清・日露両戦争に通じて発展した資本家階級、最後は一個の独立した勢力として登場した陸軍であった。だが、三者の中にいずれもが決定的な支配権を握る勢力はないため、日本政府の対外政策は一致性がなく複雑で混乱したものであった³⁰。

このような状況の下、1911年8月30日、桂内閣の後を受けて第二次西園寺内閣が成立したのであった。閣僚は次のようである³¹。

総理	西園寺公望	司法	松田 正久
外務	内田 康哉	文部	長谷場純孝
内務	原 敬	農商務	牧野 伸顕
大蔵	山本 達雄	逓信	林 董
陸軍	石本 新六	書記官長	南 弘
	上原 勇作	法制長官	岡野敬次郎
海軍	斉藤 実		

内閣の中に、内務大臣原敬³²と外務大臣内田康哉³³は中国事務の処理に対して豊かな経験を有するので、革命に対する方針は殆ど二人に深く関わっていた³⁴。だが、藩閥勢力は衰えたとはいえ、当時「維新の元勳」として元老の力は、依然として勢力を有し、山県有朋、大山巖、井上馨、松方正義の四人によって

²⁹ 曾村保信『近代史研究：日本と中国』小峯書店、1977、P.136

³⁰ 同上

³¹ 『日本大百科全書』小学館

³² 原敬は明治一八八二年、外務省に採用され、入省の翌年には天津領事に任命されて中国天津に赴いた。

³³ 内田康哉は一九〇一年から一九〇六年まで駐清北京公使に務めて、日露戦争に対清・対露の情報工作に優れた功績を持っていた。

³⁴ 彭澤周「辛亥革命與日本西園寺内閣」『中國近代現代史論集 18』第 17 篇(下)、台灣商務出版社、1986、P.1057

形成される元老会議による「元老政治」は対中政策に対する強い発言権があり、岡義武氏は「実は藩閥勢力による政治支配の新しい形式に外ならなかった」と指摘した³⁵。

このように、西園寺内閣が成立して一ヶ月余り、「閣僚が殆んどその席に落着かない内に」隣国の清国に革命が勃発したのであった³⁶。10月13日、清国陸軍大臣廕昌³⁷は密かに北京公使館付武官の青木陸軍少将³⁸に通じて、「砲弾約三十万発小銃弾六千四百万発小銃一万六千挺ヲ至急購入シタシ³⁹」と日本政府に対し革命軍討伐のための兵器弾薬の供給を依頼した。ここで日本政府は早くも革命に対する独自の対応を示す必要に迫られた。すなわち、内田康哉外務大臣は早急に対中政策を設定しなければならない状況であった。

辛亥革命に対して、駐米大使から外務大臣に任命された内田康哉は革命の報を知ったのはその帰国途上の阿波丸船上であった。内田外相の迅速な行動は次のように記している。

「内田外相は10月14日新橋到着し、直ちに外務省に登庁し、石井（菊次郎）次官より革命事件に関する報告を聞き、続いて西園寺首相を訪ねた。翌15日早朝登庁、清国に対する方針に関し石井外務次官、倉知政務局長に口話し、同局長にこれを立案させることとした。翌16日には西園寺首相を官邸に訪問、また石本陸相と会談し、夕刻山県公を目白の私邸に訪い、夜再び登庁した。⁴⁰」

このようにして成立したのが、10月16日内田外相から駐清伊集院公使宛の電報であった。この電報は山県有朋、石本新六陸相といった陸軍系統の意向を

³⁵ 池井優「日本の対袁外交(辛亥革命期)(1)」『法学研究』35(4)、慶応義塾大学法学研究会、1962、P.69

³⁶ 大津淳一郎『大日本憲政史』6、原書房、1978、P.671-673

³⁷ 清末民初の軍人・外交官である。1911年5月には、慶親王奕劻の内閣で陸軍大臣に任命された。辛亥革命が勃発すると、廕昌は革命派の鎮圧を図った。

³⁸ 明治期の陸軍軍人。日露間が陰悪となった一九〇三年秋、参謀次長児玉源太郎の強い要請を受け、三回目の清国公使館付となって、諜報・謀略活動を行うことになった。公使館を本部として、日本軍人、中国人を組織、袁世凱を味方に入れ、馬賊を使喚して情報収集、鉄道・電話線の破壊、後方かく乱などを実施、日露戦争での日本の勝利に多大の貢献をなし、謀略将軍と仇名された。

『朝日日本歴史人物事典』朝日新聞出版

³⁹ 『日本外交文書』（清国事変）、P.134

⁴⁰ 内田康哉伝記編纂委員会・鹿島平和研究所編『内田康哉』鹿島研究所出版会、1969、P.154

十分含んでいるものと思われる。内容は下記のように記している。

「帝国政府ハ清国政府カ革命軍討伐ノ為該銃砲弾薬ヲ入手スル最緊切ナル必要アルヲ顧念シ本邦商人ヲシテ右ノ供給ヲナサシムル為十分ノ助力ヲ与フルコトニ決シ既ニ右ニ必要ナル諸般ノ措置ヲ取り置キタリ⁴¹⁾」

日本政府は清国に武器の援助を与えれば、革命軍側が日本に対する反感を持ち、日本商品に対するボイコットを実行し、在中の日本国民に危害を加えるなど日本に対する極めて不利益なものを招くことは予想できる。だが、日本は「清国政府ニ対スル特別ノ好意ト東亜ノ大局ヲ維持スルノ必要」という理由として、清朝を支持する姿勢を示したことに通じて、「清国官民ノ帝国ニ対スル従来ノ態度ノ常ニ公正ヲ失スル」こと、また「満洲ノ現状ヲ了解セス恰モ我ヲ以テ不法ノ侵略者ナルカ如クニ思考シ較モスレハ我正当ノ地位ヲ傷損覆滅センコトヲ企図スル⁴²⁾」ことなど、清国人民の日本に対する嫌悪感を解消しようとした。要するに、日本は危険を冒して武器供給の代償として、清国の対日態度の改善及び満洲における日本の地位の確保を要求したものであった。

このように、10月20日の閣議に陸相・外相・首相の協議により、清国に兵器を販売することが決定された⁴³⁾。10月23日泰平組合代理大倉組と清国陸軍部との間に売買契約が成立した。供与された武器の内容は三十一年式野山砲、榴弾、散弾、三十年式小銃、実包ならびに機関銃で、総額273万3千6百40円であった⁴⁴⁾。

一方、参謀本部は革命軍側にも武器を供与することを考慮していた。それに対して西園寺首相、内田外相は反対した。しかし、10月19日内田外相と原敬内相の会談で、原は内田に「余りに正直に理義を糺して北京政府又は革命軍何れにても其感情を害する事は外交上妙ならずと思ひ、参謀本部辺の考は悉く是認する事を得ざるは勿論なるも、十分なる注意を要する事⁴⁵⁾」と述べた。これ

⁴¹⁾ 『日本外交文書』(清国事変)、P.135

⁴²⁾ 同上、P.135-136

⁴³⁾ 原圭一郎編『原敬日記』第三卷、福村出版、1981、P.177

⁴⁴⁾ 臼井勝美「日本と辛亥革命：その一側面」『歴史学研究』207、歴史学研究会、1957、P.49

⁴⁵⁾ 原圭一郎編『原敬日記』第三卷、福村出版、1981、P.176

は、原敬は内相の立場として、革命軍に対する武器供与を「政府としては不可なれども商人が個人的に之をなすは叛徒の悪感を避くる好方便⁴⁶」と黙認したものであった。すなわち、原敬の考えは、山県有朋、内田外相らは革命軍に対する嫌悪が先立つものより一歩進んで、「今日の情勢は叛徒も官軍も如何なる状況となるや全く不明なれば、外交上の理論一辺にては到底我国の不利を免れざるべし⁴⁷」というものであった⁴⁸。原内相はこのような情勢判断を内田外相にアドバイスした。原のこの判断は冷静なるものであり、官革双方の力関係の変化を見守りながら、双方に対する外交方針を決定しようとしたものであった⁴⁹。

また、内田外相は10月21日桂太郎を訪れて二時間にわたって外交方針について談合した⁵⁰。その内容は不明であったが、桂太郎は原敬外相に「万一の場合は利益保護の名義にて大治地方を占領し⁵¹」と述べた。そして10月22日内田外相は海軍の長老であり軍事参議官であった山本権兵衛⁵²を訪れ、両者は「満洲は永遠に保持するの覚悟なること。中清の事は利権増進の為機宜の措置を取る事⁵³」で一致した。

内田外相は上記のような意見をまとめて、元老、官僚派の意向を反映した「対清政策に関する件」を起草した。10月24日閣議においてこれを日本政府の外交方針として採択・決定した。その根本方針は次のように記している。

「帝国カ政治上並ニ経済上清国トノ間ニ極メテ密接ナル関係ヲ有スルニ鑑ミ帝国ニ於テ常ニ同国ニ対シテ優勢ナル地位ヲ占メンコトヲ努メ併セテ満洲ノ現状ヲ永遠ニ持続スルノ策ヲ講スヘキコト⁵⁴」

⁴⁶ 同上、P.177

⁴⁷ 同上

⁴⁸ 池井優「日本の対袁外交(辛亥革命期)(1)」『法学研究』35(4)、慶応義塾大学法学研究会、1962、P.72

⁴⁹ 俞辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』東方書店、2002、P.21

⁵⁰ 内田康哉伝記編纂委員会・鹿島平和研究所編『内田康哉』鹿島研究所出版会、1969、P.156

⁵¹ 原圭一郎編『原敬日記』第三卷、福村出版、1981、P.174

⁵² 山本権兵衛は1898年中将、海軍次官から、山県有朋、伊藤博文、桂太郎各内閣の海軍大臣を歴任して日露戦争の難局を突破し、この間大将に昇任、戦後功一級、伯爵の位を得た。『日本大百科全書』小学館

⁵³ 坂野潤治編『財部彪日記：海軍次官時代』山川出版、1983、P.275

⁵⁴ 『日本外交文書』(清国事变)、P.50

これは前内閣の政策を継承したものであった。この対清政策は两部分に分けていて、先ずは日本が清国に対して優勢なる地位を占めることであり、次には満洲の現状を永遠に持続することである。

清国における日本の「優勢ナル地位ヲ占メンコト」について、日本は出来る限り清国との感情を融和して、清国を日本に信頼させる方策を取ったものであった。そして満洲或いは中国本部は、日本「地理上ノ位置並ニ帝国ノ実力ニ照ラシ更ニ疑ヲ容レヘカサル所⁵⁵」と、日本が自信を示したので、日本は清国並びに列国に日本の優勢なる地位を承認させることに努める政策であった。

続いては日本の大陸政策に於いてもっとも重要な「満洲ノ現状ヲ永遠ニ持続スル」ことについて、日本は「満洲ニ於ケル租借地ノ租借期間ヲ延長シ鉄道ニ関スル諸般ノ問題ヲ決定シ更ニ進シテ該地方ニ対スル帝国ノ地位ヲ確定シス」と目標を設定した。それを達成するために、日本政府は「満洲問題ノ根本的解決ハ一ニ我ニ最モ有利ナル時期ノ到来ヲ待ツコト⁵⁶」と決定した。

清国における優勢なる地位を占めること並びに満洲問題を解決することを達成するために、日本は欧米列強に対する外交政策を重視した。北方のロシアに対しては満洲問題において「歩調ヲ一ニシテ我利益ヲ擁護スルコトヲ計リ」、南方のイギリスに対しては「飽迄同盟条約ノ精神ヲ徹底スルコトニ努メ」、フランス等中国本部に利害関係を有する「諸国トノ間ニ調和ノ途ヲ講シ」、アメリカに対しては出来る限り「我伴侶ノ内ニ収ムルノ策ヲ取⁵⁷」るように列強に対する外交政策を決定した。これは列強に対する協調外交を強調したものであった。

要するに、10月24日閣議で決定したのは、中国本土に勢力を扶植することを目的とし、あくまで列国と共同動作で官革双方を刺激しない、という革命勃発当初における政府の方針であった。しかし、この時期外務省とその出先機関との間にも外交政策上の分裂があった。外務省は10月24日の閣議決定で慎重な政策に転換しつつあったが、北京の日本公使館は依然として清朝政府を支援

⁵⁵ 同上、P.51

⁵⁶ 同上、P.50-51

⁵⁷ 同上、P.51

する政策を出張し、軍の出兵を要請した。

駐清伊集院彦吉公使は蜂起が拡大し、南方の諸省が続々と独立を宣言したので、もはや人心は清朝を離れ、清朝が中国全土に君臨するのは不可能になった情勢に鑑み、10月28日内田外相に「優勢ナル軍隊ヲ直チニ当方面ニ出動セシメ以テ時局ノ機先ヲ制セラル、要アル⁵⁸」と、軍艦および陸軍の派遣を迫るよう上申した。伊集院がこのような上申をした原因は、彼が目前の中国における日本の現実的な実力の欠乏を強く感じ、もし軍艦・軍隊の出動を得れば日本は「局面操縦ニ付余程ノ便宜ヲ得ヘキ⁵⁹」と思っていたからであった。これは、伊集院はこの機を利用して清朝政府と中国時局に対する日本の発言力と影響力を強化しようとしたのであった⁶⁰。

だが、内田外相は伊集院の出兵の要求を受け入れなかった。その理由は、先ず「清国ノ情勢ハ目下ノ処先ツ不定ノ状態ニ在リト云フノ外ナク此ノ際我ニ於テハ専ラ形勢ノ推移ヲ注視シ慎重我態度ヲ決定スル⁶¹」と、目下清国の情勢はまだ不明な状態であり、日本政府は形勢の推移を見守りながら慎重に政策を決定することであった。これは上述した原敬内相の慎重外交に応じたことであった。

続いて、もし軍隊を出動すれば「世間ノ耳目ヲ聳動スヘキ重大事項タルコト明カナルノミナラス清国政府自身カ果シテ之レヲ歓迎スヘキヤ否ヤモ明カナラス⁶²」と、日本の出兵は列強を驚かし動かす重大事件になるのみならず、清国自身は日本の出兵を歓迎するかどうかが明白しないと同時に、清国政府を援助する意向の有無を革命軍側にも解釈する必要があるので、要するに出兵の結果を軽視してはならないものであった。

最後に、「英国政府トノ間ニ十分打合ヲ了シ万一如何ナル重大ナル結果ヲ生スルモ日英共同之ニ当ルノ決意ヲ定ムルヲ要ス⁶³」と、イギリスとの全面的了解が必要であり日英同盟の線に沿うことを打ち出したことであった。これは日

⁵⁸ 同上、P.52

⁵⁹ 同上、P.53

⁶⁰ 俞辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』東方書店、2002、P.24

⁶¹ 『日本外交文書』（清国事変）、P.56

⁶² 同上、P.57-58

⁶³ 同上、P.58

本政府が再びイギリスと協調外交を強調したものであった。

上述したように、日本政府は革命最初清国に武器を援助するなど清朝支援一辺倒の策から官革双方を配慮する政策に転換し、南北情勢の変化を傍観しながらイギリス等列強と協調して中国に対応しようとしたことを示した。10月24日閣議で決定された日本の対清方針は、日本の伝統的実利主義的外交政策を再現し、満洲における従来の権益を維持し、中国本部に勢力を拡大することを強調したものであった。これは日露戦争以来の対清外交政策を持続して、行き詰まった清朝政府との外交交渉を打開しようとしたものであった。

だが、この閣議決定は南方の革命勢力について特に対応策を触れなかった。辛亥革命は清朝封建制の打倒と共和制樹立を目指す革命であったが、この時期日本の外交方針によると、中国の政体及び社会秩序の変革に対する認識がいささかもなく、この革命の舞台に登場した諸政治勢力に対する分析とそれらの力関係の変化に対する見通しもなかった。兪辛焯氏は、「これは当時（日本）政府・外務省には辛亥革命に対する政治的判断がなかったことを意味する」と指摘した⁶⁴。要するに、辛亥革命勃発から袁世凱の登場まで日本の対清政策は静観であり、詳しくいえば官革双方に対する積極的な対応策を出さず時局の動向を見守ることが言えよう。

⁶⁴ 兪辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』東方書店、2002、P.23

第三章 袁世凱の登場をめぐる日本政府の対応

武昌蜂起は、連鎖反応的に楊子江南岸の都市や省に燃え広がり、10月末まで革命派が中国本土の約三分の一を手中に入れ、全国18省の中に15省が清国政府の支配から独立を宣言した⁶⁵。これにより清国政府は今までのない政治危機に陥って、実力者の袁世凱を再起用せざるを得なかった。

第一節 日本の対袁外交

一. 袁世凱の出馬

清国朝廷が袁世凱を起用した内幕、張國淦氏は下記のように記している。

「8月19日（10月10日）、武昌新軍が武装蜂起した。21日（10月12日）、蔭昌は朝廷の命令により軍を率いて鄂の革命軍を討伐しに行った。23日（10月14日）、清朝は袁世凱を湖廣總督として起用し、革命軍の討伐を協力するよう命令した……蔭昌はドイツ陸軍留学生であるが、実戦を経験したことがない。故に指揮官と任命されたが、実に軍隊の指揮は困難であった。」⁶⁶（筆者訳）

革命が勃発最初、清国政府は陸軍大臣蔭昌の第一軍・馮國璋の第二軍を出動させ、武漢地方の革命軍鎮圧に乗り出したが、軍隊は蔭昌の指揮の通り動かなかった⁶⁷。なぜかという、「北洋陸軍は袁世凱にしか服従しない⁶⁸」という原因であった。新軍として編成・訓練された北洋陸軍は、もと袁世凱の管轄・指

⁶⁵ ウッドハウス暎子『辛亥革命とG.E.モリソン』東洋経済新報社、2010、P.135

⁶⁶ 張國淦『辛亥革命史料』龍門聯合書局、1958、P.108

「8月19日（10月10日）、武昌新軍起義。21日（10月12日）、命蔭昌督師赴鄂剿辦。23日（10月14日）、起用袁世凱為湖廣總督，督辦剿辦事宜，相距僅二日，蔭昌督師，在當時已有點勉強，蔭昌雖是德國陸軍學生，未曾經過戰役，授命後編調軍隊，頗覺運調為難。」

⁶⁷ 丁文江『民國軍事近紀』上篇、商務印書館、1926、P.1-4

⁶⁸ 張國淦『辛亥革命史料』龍門聯合書局、1958、P.108

「其實此項軍隊，均是北洋舊部，人人心目中祇知有『我們袁宮保』」

揮下にあった。しかし、1908年西太后と光緒帝が死亡した後、袁は摂政王戴溥に排斥され、権力を失ってしまって、「回籍養病」の理由として故郷の河南省彰徳に隠居していた⁶⁹。だが、袁世凱は北洋陸軍における地位は依然として高く、軍に絶対的な勢力を持っていた。すなわち、北洋陸軍の兵士が袁の号令しか従わない状況を示した。

また、慶親王奕劻も下記のように袁世凱を推薦した。

「此種非常局面，本人已老，絶對不能承擔，袁有氣魄，北洋軍隊，都是他一手編練，若令其赴鄂剿辦，必操勝算，否則畏葸遷延，不堪設想。且東交民巷（各国駐清大使館地域）亦盛傳非袁不能收拾，故本人如此主張。⁷⁰」

要約すると、慶親王奕劻⁷¹は袁世凱が北洋陸軍を率いて必ず革命軍の鎮圧に勝算があり、欧米各国も袁世凱の出馬を期待していると主張した。これに対して、摂政王載灃⁷²は反対したが、時局の収拾と列国の期待に応じるために、仕方なく袁世凱を再起用せざるを得なかった。

欧米諸国は袁世凱を中国における信頼できる政治家だとみなし、高く評価したのは偶然なことではなかった。義和団事件の際、袁が山東巡撫として外国人の保護に懸命したことは欧米人に広く知られていた。また、1902年直隸総督・北洋大臣の時代に推進した軍事・警察・実業・教育・人事制度等の改革、及びその後に推進した立憲運動は欧米人の高い評価を得ていた⁷³。これらの経験により、袁世凱は外国勢力が自家防衛のために欠かないといけないことを悟り、

⁶⁹ 丁中江『北洋軍閥史話』1、時英出版、2000、P.168-172

⁷⁰ 張國淦『辛亥革命史料』龍門聯合書局、1958、P.108

⁷¹ 清朝の最初にして最後の内閣総理大臣。1884年以降、総理各国事務衙門を管理、1894年に慶親王となる。義和団の乱に際し初めはこれを支持したが、八か国連合軍が北京を占領し、対外妥協派が実権を握ると、李鴻章とともに講和全權大使となり、各国と北京で辛丑和約を締結。1901年以降1911年まで、新設された外務部総理となり、また立憲君主制への移行のために設立された督弁政務処の大臣、1903年には首席軍機大臣などを務め、1911年には新しい内閣官制のもとで総理大臣に任命された。辛亥革命後は天津に引きこもり、1916年病没した。『日本大百科全書』小学館

⁷² 中国、清末の皇族。宣統帝溥儀の父。宣統帝が即位すると監国摂政王となり、清朝延命を企図したが、辛亥革命で引退。『大辞林第三版』三省堂

⁷³ 俞辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』東方書店、2002、P.37

「列強の好感を得ざるべからず」ということを終身の綱領にした⁷⁴。

11月1日慶親王奕劻内閣の辞職とともに、清国朝廷は勅令を下り、袁世凱を新しい内閣総理大臣に任命した⁷⁵。袁世凱内閣に対する欧米列強は熱烈に歓迎し、早急に時局を收拾するよう期待していた。特にイギリスは南清に莫大な権益を有し、革命の騒乱がイギリスの通商を妨害するため、袁の力で秩序の回復を希望していた。イギリス外相グレーはさらに「我々は袁に対して敬意を持ち、彼によって作られた政府の下で、治安の平穩、通商貿易が順調に行われることを期待している⁷⁶」と述べた。

その一方、日本の袁世凱に対する評価はどうであったろうか。1902年袁が直隸総督と北洋大臣の職に就いていた時期に、彼は日本の軍事教官を招聘して北洋陸軍を訓練し、日本の教員と学者を招いて中国教育を改革し、優秀な青年を選抜して日本に留学させた。日露戦争後袁は慶親王らと共に「満洲ニ關スル条約」に署名し、日本が日露戦争で獲得した満州における植民地的権益を承認した⁷⁷。このような事情により当時(1902—1906年)天津総領事であった伊集院公使は「深く袁世凱に傾倒し肝胆相照らす心交の間柄」と自信を持っていた⁷⁸。すなわちこの時期の袁は「親日的」であったといえよう。

しかし、日露戦争後日本が中国に対する侵略を強化した時、すなわち1907年外務尚書・軍機大臣の職に就いた袁は「交遠制近」の外交政策を取り、英・米と連携して日本に対抗した。袁は彼の腹心徐世昌を東三省総督に、唐紹儀を奉天巡撫に任命し、彼らに通じて駐奉天のアメリカ領事と共に満鉄と並行する鉄道建設の計画を立て、日本の安奉鉄道の建設を妨害し、南満州における日本の植民地的権益に挑戦したので、袁は一時日本の対中国政策遂行の障害になったのであった。日本は袁世凱に対して好感を持たなかったが、組閣して清朝権力頂点に立っていた袁に対して、今まで疎外してきた態度を変えざるを得なか

⁷⁴ 平川清風『支那共和史』春申社、1920、P.115

⁷⁵ 沈雲龍『徐世昌評傳』傳記文學雜誌、1979、P.144-145

⁷⁶ 胡濱譯『英國藍皮書有關辛亥革命資料選譯』上、中華書局、1984、P.58

⁷⁷ 1905年12月22日に北京において日本・清国両国間で締結した。日本側代表は特派全權大使小村寿太郎外務大臣、特派全權公使内田康哉であり、清国側代表は欽差全權大臣慶親王、瞿鴻禨、袁世凱である。「満洲ニ關スル条約」は、ポーツマス条約によってロシアから日本に譲渡された満州利権の移動を清国に了承させた条約である。

⁷⁸ 会田勉『川島浪速翁』大空社、1997、P.100

った。日本政府は袁に接近し、彼を援助することより日本の手元に抑えようとした。これは10月24日の閣議決定に応じて、中国本部に勢力を扶植する政策であった。

二. 対袁政策の決定

北京現地の動きを見ると、袁が内閣総理大臣に任命された時、伊集院公使は「清国政府カ果シテ如何ナル態度ヲ以テ我ニ臨ムヘキヤ之レ未タ疑問ナキヲ得サル⁷⁹」と内田外相に打電し、袁世凱政府への対応策を尋ねた。内田外相はこれに対して「帝国政府ニ於テハ此際袁世凱一派トノ間ニ成ルヘク密接ノ関係ヲ維持⁸⁰」すると、袁世凱と緊密な関係を持つよう指示した。このように、伊集院公使は早急に高尾通訳官を通じて袁の腹心趙秉鈞に接近したが、趙は民生部および自身私用のために若干の金員を伊集院公使に要求した⁸¹。袁に接近するために内田外相は「趙秉鈞自身ノ入用為ニハ必要ノ金額ヲ融通⁸²」するよう指示し、趙に対して若干の金額を日本政府から内密に融通した。

11月13日袁は千人の兵士を率いて北京に入城した。11月15日伊集院公使は慶親王奕劻との会談より「宮廷ニ於テハ一切万事ヲ袁ノ雙肩ニ投ケ懸ケ袁ノ力ニ依リテ命脈ヲ保⁸³」つと、清国政府が一切を袁に期待しつつあることを察知したので、これから伊集院公使は清国との交渉対象を袁世凱を中心として極力袁の意向を突き止めることになった。

11月16日袁世凱は北洋軍閥官僚内閣を組織し、慶親王の言う通り清国政府の政治・軍事の大権を手に掌握した。袁の組閣を見た日本政府は翌17日の閣議において清国の援護問題についての対袁方針を決定した。同日内田外相は伊集院公使に対し、適當の折を見て袁と会見するよう訓令した。まず、袁と会見する際、貴官は努めて先方の意見若しくは希望を聞き取り、「出来得ル限り我態度ヲ『コミット』セサル」よう要求した。また、万一袁が日本政府の力に

⁷⁹ 『日本外交文書』（清国事変）、P.149

⁸⁰ 同上、P.58

⁸¹ 同上、P.56

⁸² 同上、P.24

⁸³ 同上、P.48

頼り時艱を救う態度を見せる場合には、「貴官ハ帝国政府カ東亜ノ大局日清兩國間ノ特殊關係並ニ善隣ノ好誼ニ顧ミ必ス相当ノ助力ヲ清国政府ニ与フルニ吝ナラサルヘキヲ確信ス」と答えよう注意した。最後に、「話ノ都合上其必要を認メラレ何等顧慮スル所ナシト認レラル、ニ於テハ貴官一己ノ考トシテ⁸⁴」、下記の趣旨を内談するよう訓令した。

「帝国政府ニ於テ一旦清国政府ヲ援護シ動乱ノ鎮定ニ助力スルコトニ決心セルトキハ（中略）先ズ十分ニ清国政府ノ決意ノ在ル所ヲ承知セサルヘカラス即チ清国政府タルモノ誠意帝国政府ヲ信頼シテ疑フ所ナク一部人民ノ反対又ハ外国ノ離間中傷等ノ如キハ全然之ヲ度外ニ置⁸⁵」くこと

内田外相は袁に対して、日本政府への「誠意」と「信頼」を対清援護の前提条件として提出したのは理由がある。それは「清国半部ヲ風靡セル革命党ハ我ニ対シ怨恨ヲ懷ク我通商貿易ニ妨害」すること、また「帝国国内ニ於テハ目下革命党ニ同情ヲ有スル人士モ少シトセサル（中略）彼等ノ激烈ナル反抗ヲ受クルコト⁸⁶」を予想すること等の理由が挙げられた。これは内田外相が日本政府の決心を示し、袁の対日不信感を解き、その信頼感を獲得しようとした手段であった。

「清国今回ノ動乱ハ清国政府ニ取り實ニ重大事件ナルノミナラス動乱久シキニ亘リ諸列国ノ利益著シク之カ為ニ拱手旁觀スルコトナカルヘク（中略）清国政府ハ一面速カニ動乱鎮定ノ策ヲ講スルト同時ニ他面深ク東亜ノ大局ヲ顧念シ徒ラニ実効ナキ外間ノ力ヲ借りテ事局ヲ紛糾スルカ如キ行動ヲ慎⁸⁷」むこと。

この「実効ナキ外間ノ力」は恐らくイギリスを指すものであろう。イギリスは遠い中国に駐屯させている軍隊は決して大量とは言えないため、日本と比べれば軍事的に有効な援助を与えるのは困難であった。したがって、内田外相は

⁸⁴ 同上、P.164

⁸⁵ 同上、P.164-165

⁸⁶ 同上、P.165

⁸⁷ 同上、P.166

これを理由として、袁のイギリスに対する依存関係を打ち切り、袁を日本の手元に抑えようとした⁸⁸。

三. 伊集院・袁世凱会談

このように、11月18日駐清伊集院公使は袁世凱の要請に応じて、第一回目の袁・伊集院会談が行われた。伊集院公使はまずここまで日本政府の態度について下記のように述べた。

「元来貴国ノ対外関係カ単純ニ日本国ニノミ止マルニ於テハ帝国政府ハ直チニ貴国ニ援助ヲ与ヘテ鎮圧ノ手段ヲ講スル筈ナレトモ何分諸外国トノ関係最モ複雑セル現下ノ状態ニ在リテハ我国ノ一挙一動ハ延テ列国干涉ノ端ヲ誘起スルノ虞アルヲ以テ帝国政府ハ厳ニ中立ノ態度ヲ守リテ他ヨリ干涉ノ余地ナ⁸⁹」い

と、日本が動乱の機を乗じて中国の政局を干渉するような野心はなく、中立を守る態度を表明し、袁の対日不信感を解消しようとしたが、これは本音ではなかった。伊集院公使は続いて「貴方ニ於テモ徒ニ世評ニ迷ヒテ帝国ノ誠意ヲ疑フカ如キコトナク必要ノ場合ニハ虚心坦懐心情ヲ打明ケテ助力ヲ求メラルルコト得策ナルヘシ⁹⁰」と勧告した。これは曖昧の言葉であったが、実に中国問題に干渉する意欲を表した。さらに「東洋ノ大局ハ東洋人限りニ於テ之ヲ維持シ速カニ秩序ヲ回復セシメテ東洋ノ平和ヲ確定センコトニ努ムル⁹¹」ことを表明した。ここで「東洋」を何回も強調するのは、革命に関して欧米の関与を排除しようとし、恐らく袁とイギリスとの密接な関係を分断しようとしたものであった⁹²。

日本政府の態度を表明した後、伊集院公使は今後の方針について袁に尋ねた。これに対して袁はまず革命軍について「自分ノ考エニテハ先ツ武昌ノ叛軍ヲ征

⁸⁸ 俞辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』、東方書店、2002、P.42

⁸⁹ 『日本外交文書』（清国事変）、P.378

⁹⁰ 同上、P.378-379

⁹¹ 同上、P.378

⁹² 俞辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』、東方書店、2002、P.42

服スルコト第一ノ急務ナリト信スルモ、徒ニ兵力ヲ用フルコトヲ得タルモノニ非ス」と、兵力に訴えることを否定したが、調和の方法もさしあたりないため、「引続キ武力ヲ示シ置キ、一方他ニ方策ヲ運ラスノ外莫カルヘシ⁹³」と述べ、革命軍に対して硬軟両様の戦術をとる意を表した。

また、袁世凱は根本的な時局解決案について「自分ハ飽ク迄君主立憲政体ナラサルヘカラストノ主義ヲ有スルモノナルカ一方ニハ革命党等ノ側ニ於テ共和政治若ハ連邦政治等ヲ出張シ有力ニ反抗ヲ試ミツツアル有様」であると述べ、政体問題の矛盾がゆえに簡単に政局を收拾することはできないとして、「君主立憲ト共和連邦等ノ政体ト執レカ当国ニ適合セルモノトオモハルルヤ又欧米人間ニ執レカ可ナリト批判シ居ルヤ⁹⁴」と、政体問題に対する伊集院公使の意見を尋ねた。

この点に対して、伊集院は「君主立憲ニ依リ全国ノ統一ヲ図ルコソ万全ノ策ナルヘシ」と、君主立憲制に賛成する態度を明言して、「共和若ハ連邦政治ヲ布カントスルカ如キハ惟フニ国民ノ知識ノ程度ニ適応セサル無謀ノ策ト言フノ外ナク結局自滅ヲ招クニ至ルナキヲ保シ難シ⁹⁵」と、中国国民の知識程度の不足のため、共和制は中国に相応しくないと厳しく批判した。次に欧米の立場に対して、「彼等ハ如何ナル政体ニテモ頓着ナク、要ハ自国臣民ノ生命財産ヲ完全ニ保護セラレ通商貿易ノ発達ノ発達ヲ期シ利権ノ範囲ガ拡張セラルレハ足レリト云フニ過キサルヘ⁹⁶」しと忌憚なく答えた。すなわち、伊集院は欧米諸国は利益問題だけを重視し、革命の事態を観望しつつある次第であるから、政体問題の成り行きを問わないと批判した。これも恐らく政体問題に対する欧米諸国の干渉を排除しようとした。

最後に、伊集院は「彼我ノ間ハ務メテ密接ノ関係ヲ保チ若シ何等帝国政府ニ希望ノ筋等モアリ自然本官ヨリ取次ヲ望マルルトキハ喜ンテ伝達スヘキニ付隨時申出ラレタシ」と積極的に袁に好意を示し、袁が日本側に傾くように説得した⁹⁷。袁世凱は日本政府の「善意」に対して、「必ス援助ヲ求ムヘキ時機之レ

⁹³ 『日本外交文書』（清国事変）、P.379

⁹⁴ 同上

⁹⁵ 同上、P.379

⁹⁶ 同上

⁹⁷ 俞辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』、東方書店、2002、P.43

アルヘキ⁹⁸」旨を答えて、ここで会談が一段落した。

11月18日の会談に於いて伊集院公使は外務省の指示によって「勉めて具体的の談話を避け、大局論を以って⁹⁹」始終したが、袁世凱は立憲君主制として時局を收拾しようとした意を突き止めた。これについて、伊集院は「君主立憲及共和連邦等ノ政体論ニ付テハ袁世凱モ今ヤ其ノ選択ニ迷ヒ居ル¹⁰⁰」と報告したが、袁世凱に「表面は君主立憲を希望すと言ふも、其实飽迄と言ふにはあらず、或は連邦、或共和、場合によりては已を得すとの底意ある¹⁰¹」ことを見抜いていた。すなわち、伊集院はすでに、袁世凱が立憲君主制に賛成したが、革命を契機として中国の頂点に立つために共和容認の可能性もあることを察知した。この判断は間違いはないが、伊集院はイギリスの袁に対する影響力を計算しなかった。

袁世凱が上京する前に、長子の袁克定を北京に派遣して、11月2日内密にイギリスのジョルダン公使と会い、時局收拾について清朝の下で漢人を中心とした完全な立憲体制を樹立することにより、革命派を納得させて時局を收拾しようとする袁世凱の構想を伝えた¹⁰²。袁は入京した翌14日また袁克定を派遣してジョルダンを訪問したが、このとき袁克定の情勢分析は2日の会談と著しく異なっていた。袁克定は清朝皇帝の廃位は今全国に通じる世論であり、清朝を救うことは今すら不可能な状態であることを強調した。清朝覆滅後袁世凱が大統領に就任したもとの共和国を建てることに、黎元洪と革命派の領袖らは了承・支持を与えるとジョルダンに伝えた¹⁰³。ジョルダンはこれに対して清朝を名目的な主権者として維持しながら、既に約束した立憲政体に移行して立憲君主制を確立するのが適当であり、共和政体を採択するのは危険な実験だと袁克定に勧告した¹⁰⁴。15日袁世凱は直接ジョルダンと会談し、政体に対する態度が一変した。袁は黎元洪が彼の提案を拒否していること、上海や南方では共和

⁹⁸ 『日本外交文書』（清国事変）、P.380

⁹⁹ 櫻井良樹、廣瀬順皓、尚友俱樂部編『伊集院彦吉関係文書』辛亥革命、芙蓉書房、1996、P.117

¹⁰⁰ 『日本外交文書』（清国事変）、P.380

¹⁰¹ 櫻井良樹、廣瀬順皓、尚友俱樂部編『伊集院彦吉関係文書』辛亥革命、芙蓉書房、1996、P.117

¹⁰² 臼井勝美「辛亥革命と日英関係」、『季刊国際政治』（58）、日本国際政治学会、1977、P.35

¹⁰³ 同上

¹⁰⁴ 同上、P.36

制が支持されているが、北方は立憲君主論が有力であるため、袁自身もジョルダンのように立憲君主制による時局の收拾を考えていると述べた¹⁰⁵。

袁は政体問題で何度も変った理由は、ジョルダンの反応を探ったことであった。当時、清朝の国庫が極端に欠乏し兵士の給与すら支払えない状況であり、袁がイギリスからの全面的な援助を希望していたので¹⁰⁶、イギリスの意見を無視できなくて、立憲君主制で時局の收拾も止むを得なかった。

このように、袁は立憲君主制による時局の收拾でイギリスの支持を得たことを前提として 18 日伊集院公使と会談をした。袁の本心は立憲君主制に対する日本の理解と支持を希望したことが、伊集院はその情報を知らなかったうち、袁とイギリスとの密接な関係を分断し、他の勢力を排除して袁を日本の手元に抑えようとした。これは両者の会談の目的と会談のテーマが完全に食い違っていたことであった¹⁰⁷。このような食い違いに対して俞辛焯氏は「日本とイギリスの外交次元の相違……イギリスは既に袁との信頼関係を築き、袁の行動をコントロールする段階に達してはいたが、日本と袁との関係はまだ互いに相手に疑心を抱いている段階であった¹⁰⁸」と指摘した。確かに、18 日の会談内容による日本の対袁外交はイギリスに遅れていることが窺える。

四. 伊集院の積極策

袁世凱との会談により明白な方針が立てられなくて、時局の成り行きを懸念していた伊集院公使は 19 日内田外相に打電し、中国に対して積極策を実行するよう具申した。電報の内容は下のように記している。

「事態斯ノ如クナル以上帝国政府ニ於テハ最早瞬刻ノ猶予ナク之ニ処スルノ方針御確定相成リ此際断然時局傍観ノ態度ヲ転シテ積極画策ノ措置ヲ執ラレルコト必要ナリト信ス若シ然ラサルニ於テハ大勢全ク変リテ遂ニ帝国有利ナル解決ヲ求ムルニ由ナキ破

¹⁰⁵ 同上

¹⁰⁶ 同上

¹⁰⁷ 俞辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』、東方書店、2002、P.44

¹⁰⁸ 同上

目ニ陥ルナキヲ保セス¹⁰⁹」

ここで注目すべきなのは伊集院が提案した「積極策」である。清朝の前途を悲観視する伊集院公使は、「現下ノ大勢圧迫ノ結果トシテ結局ハ現朝廷ハ十八省以外満蒙等ノ地域ニ国脈ヲ保持スルニ終ルヘキカ或ハ勢ノ極マル所更ニ悲惨ノ終焉ヲ告ケ¹¹⁰」る可能性があるとして、清朝の極めて絶望な前途を予測した。したがって、伊集院公使は日本のために最善の処理案としては10月28日上申した「三分説」だと見なし、すなわち「中国分裂策」である。その内容としては「此ノ形勢ヲ利用シ中清ト南清ニ割クトモ独立ノ二ヶ国ヲ起シ而シテ北清ハ現朝廷ヲ以テ之カ統治ヲ継続セシムヘシ¹¹¹」と伊集院が提案した。

しかし、伊集院は、11日19日の日記に記されていた「現朝廷を維持して清国を三分するの策、是は時局発展して之を施すの困難なること」のように、三分策はもはや困難であることを明言した。その代わりに、「現朝廷を関外に退かしめ満蒙蔵を領域として一国をなさしむること」と、これは実現の余地があるとして考えていた。万が一現朝廷が維持不可能で共和政府が成立した場合として、「政府の中心を中清の或る地点に移して満州を辺境の位置に置く」と提案した¹¹²。

伊集院公使の提案はイギリスと袁の主張している立憲君主制による時局収支案を否定したものであった。ここで日本が単独で時局をコントロールしようとした野心が窺える。日本政府・外務省は伊集院公使の提案を受け入れなかったが、彼が提唱した「此際断然時局傍観ノ態度ヲ転シテ積極画策ノ措置ヲ執ラルルコト必要ナリ¹¹³」という積極的な干渉策を取り、中国時局を收拾しようとし¹¹⁴、この段階から日本の対清外交は静観から干渉へ転換した。

¹⁰⁹ 『日本外交文書』（清国事変）、P.381

¹¹⁰ 同上

¹¹¹ 同上、P.377

¹¹² 櫻井良樹、廣瀬順皓、尚友倶楽部編『伊集院彦吉関係文書』辛亥革命、芙蓉書房、1996、P.118-119

¹¹³ 『日本外交文書』（清国事変）、P.381

¹¹⁴ 俞辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』、東方書店、2002、P.45

第二節 日本の対英外交

一. 日英共同干渉の申込み

11月28日日本政府は廟議の決定と天皇の裁可を経て、清国の時局收拾に対する方針が決められた。その過程について内田外相は日記に次のように記している。

「九時桂公、九時半松方侯、十時過山本伯、十一時井上侯を訪い、清国事件に関し山座行大方針に関する電稟案に賛成を求め、十二時過参閣、閣員一同の同意を得て十二時四十分総理同行御座所に至り御裁可を仰ぎ一時過帰省。¹¹⁵⁾

当日(28日)、内田外相は在英山座(円次郎)公使に訓令を發し、山座を通してイギリス政府に中国の時局收拾方針として重大な提案を申し入れた。その提案とは「帝国政府ハ今日ヲ以テ同国ニ重大ナル利害ヲ有スル諸国ノ最早拱手傍觀スルヲ得サル時期ニ達シタルモノト認メ是等諸国ニ於テ速カニ其ノ利益ヲ擁護スルタメ適當ノ手段ヲ取ルヲ以テ必要避クヘカラサルノ措置ト思考スルニ至レリ¹¹⁶⁾」として、同じ中国に利益を有する同盟国のイギリスに呼びかけ、共に中国の革命に対し干渉行動を促そうとしたものであった。干渉の理由は次のように記している。

「満州朝廷ノ威力ハ殆ト地ニ墜チ政府当局ハ時難ヲ救フノ実カト誠意ヲ欠キ反乱ハ漸次各地ニ蔓延」する

「時局ヲ救済スヘシト期待セラレタル袁世凱モ入京ノ後画策ノミルヘキモノナク首都形勢スラ既ニ險惡トナリ各国ヲシテ増兵ノ必要ヲ認メシムルカ如キ状況トナル¹¹⁷⁾」

内田外相は形勢を分析することによって、現下清国政府において独力で秩序

¹¹⁵⁾ 内田康哉伝記編纂委員会・鹿島平和研究所編『内田康哉』鹿島研究所出版会、1969、P160

¹¹⁶⁾ 『日本外交文書』(清国事変)、P.384

¹¹⁷⁾ 同上、P.383

を回復することは期待できないと指摘した。更に袁世凱の実力を疑い、時局收拾の重任を袁に任せることはできないとして、袁に対する不信感を表した。続いて、

「清帝国ノ大半ヲ風靡シ其勢力最旺盛ナルノ觀アル革命軍モ其実力ハ案外薄弱ニシテ官軍ノ為スナキ為僅カニ虚勢ヲ維持スルニ過キササルヲ實際ノ状況ナリトス」

「今後動乱ニシテ久シキニ亘ルトキハ通商貿易ノ之カ為阻害セラルルハモチロントシ或ハ遂ニ排外的傾ヲ起生シ義和団事件ノ当時ヲ再現スルニアタルヤモ難計¹¹⁸」

内田外相は、今革命軍の勢力はまだ脆弱であり干涉の好機に当たると主張し、このまま時局を放置すれば通商貿易の妨害となり、義和団のような動乱が起きる可能性もないとは言えないとイギリスを説得した。

しかし、11月28日在南京鈴木領事から、27日革命軍の大敗によって漢陽は官軍に攻略されたという電報が来た¹¹⁹。官軍の力関係が変化したため、内田外相は29日山座臨時代理大使に打電し、漢陽陥落の結果によってイギリス外務大臣との面会を見合わせるよう訓令した¹²⁰。30日内田外相は再び山座臨時代理大使に打電し、28日の方針内容の「今ヤ清国政府ニ於テ独立以テ秩序ヲ回復スヘキ望ハ殆ト是ナキニ至レリ」を「今回官軍漢陽ヲ回復セルハ一時革命軍ノ氣勢ヲ殺キタルコト疑ナシト雖直ニ之ヲ以テ大勢ヲ左右スルニ至ルモノトナスヲ得ス今後官軍ニシテ幸イニ武漢ノ地ヲ鎮圧スルヲ得タリトスルモ該地ヲ退散セル革命党カ地方ニ於テ暴動ヲ継続スルハ四川ノ事例ノ如クナルヘク清国政府ノ独立以テ秩序ヲ回復スルハ殆ント其望ナシト云フヘシ¹²¹」と改めた。内田外相は官軍が漢陽を奪還したが、各地の暴動が続く恐れがあり、清国の独力で秩序を回復することは不可能だと断言した。また「袁世凱ノ勢力増進ニ対スル反動的騒乱ノ起生スルコトナキヲ保シ難キ¹²²」と袁世凱に対する反乱が起きる可能性があり、彼による時局の收拾を期待しないことを示した。すなわち、

¹¹⁸ 同上、P.383-384

¹¹⁹ 同上、P.30-31

¹²⁰ 同上、P.387

¹²¹ 同上、P.388

¹²² 同上

漢陽陥落にもかかわらずイギリスへ対中干渉の協力を要望した。

12月1日山座臨時代理大使はイギリスのグレー外相と面会し、上記の28日の訓令を申し入れた。グレーはこの提案を非常に重視し「武力の干渉を意味する」として受け取って、「日本国ノ意嚮ハ武力ヲ用ユルニ非サルカ¹²³」と山座に質問した後、山座は28日訓令の後半の訳文をグレーに手渡した。これは内田外相の外交手段として「帝国政府ハ先ツ先方ノ意見ヲ知りテ後我意見ヲ先方ニ通スルヲ得策ナリトスル¹²⁴」と、山座に指示したものであった。

後半の訓令内容に、内田外相は目下清国に於いて根本的な論議のテーマとは君主制と共和制との論争であることを次のように指摘した。

「帝国政府ノ所見ヲ以テスレハ今日ニ應スヘキ最良ノ方策ハ共和説ノ如キ実地ニ疎キ空論ヲ放棄スルト同時ニ満州朝廷専権ノ弊ヲ去リ大ニ漢人ノ権利ヲ重シシ満州朝廷名義上ノ統治ノ下ニ實際漢人ニ依レル政治ヲ行フ外ニナカルヘク¹²⁵」

と、清国の国情を考えれば到底共和制の実行は困難であり、共和制を厳しく批判し、清国皇帝統治の下で漢人政府を中心として混乱している政治を改造すべきと明言した。これを実現するために、方法としてはまず日本とイギリスが革命に介入して君主制により政局収拾を革命軍側に納得させることであった。干渉策は次のように提案した。

「両者ヲシテ互譲妥協先ツ干戈ヲ収メシムルコトト為シ将来ノ保障ニ至リテハ清国ニ重大ナル利害ヲ有スル諸国間ノ協調ニ抛リ朝廷ノ存立ト漢人ノ地位ノ尊重ヲ計ルコトト為スヲ得策ナリ¹²⁶」

と、内田外相は列国の調停によって、清朝を存続させたが漢人を中心として時局を収拾する構想を示した。この日英両国の主導の下で清朝の存続を前提として中国の政体問題を解決する構想に対して、臼井勝美氏は干渉の強行は事実

¹²³ 同上

¹²⁴ 同上、P.384

¹²⁵ 同上、P.385

¹²⁶ 同上

上清朝に対する強力な支援措置であったが、反面革命軍の方からの反発を招致することは必然的であったと指摘した¹²⁷。

グレー外相は最初から「従来英国政府ノ方針ハ官革両党ヲシテ自ラ勝敗ヲ決セシムルニ在リ故ニ陸兵派遣ノ請求有之ニ拘ハラズ総テ拒絶¹²⁸」すると、干渉に対する反対の態度を示した。原因としては「排外運動ヲ挑発スルカ如キ行動ハ努メテ之ヲ回避シ居リタル次第ナリ¹²⁹」と、排外運動の発生を避けようとしたものであった。そのため、前半の訓令を読んだグレー外相は日本は兵力を用いて干渉する意欲あるかと強い疑問を持っていた。だが、グレー外相は後半の電文を読み取って日本の好意的な調停を理解して「大ニ安堵シタ¹³⁰」が、二、三の同僚と相談した上回答できると返事した。また、グレー外相は「且ツ最近駐清英国公使ヨリノ電報ニ漢口休戦条約ニ英国総領事証人トシテ記名セシムヘク双方ヨリ依頼アリ在清英国公使ハ請訓（不明）許可ヲ与エタリト報シ来リタリ」と言って、まさに「時局変転ノ一兆候」であり、「或ハ他ノ調停ナクトモ両党間ニ相談纏マルヘキ望ミ¹³¹」があると、時局の発展を楽観視した。

グレー外相の回答に対して、山座代理大使は官革間の休戦は単に武漢地域に止まるだけであり時局全般の解決は容易ではないと力説し、「事体此ノ如クナルニ付此儘放棄セハ遂ニ收拾スルニ由ナク列国ノ利益ハ重大ナル危険ニ陥ルヘキコト明瞭ナルニ付速ニ両党ヲシテ妥協（？）以テ秩序ヲ恢復セシムル¹³²」と、このまま放置すれば時局を收拾できない恐れがあると警告した。グレー外相は山座代理大使の警告を了承したが、日本が提出した干渉策に応ずる態度を示さなかった。

¹²⁷ 臼井勝美「辛亥革命と日英関係」、『季刊国際政治』（58）、日本国際政治学会、1977、P.38

¹²⁸ 『日本外交文書』（清国事変）、P.388

¹²⁹ 同上

¹³⁰ 同上、P.389

¹³¹ 同上

¹³² 同上

二. イギリスの共同干渉拒否

12月4日、駐日イギリス大使マクドナルドは内田外相を訪問し、日本の干渉策に関してはイギリス政府から駐清ジョルダン公使を経て通報を受けた趣旨を述べたところ、内田外相はこの機を乗じてなお日本側の意向を説明した。マクドナルド大使は、本国政府からの通報も大体右と相違するところはないが、自分の記憶においては「本国政府ヨリノ通報ニハ帝国政府ノ提議ニ付日英両国ノ意見一致スルトキハ直チ之ニ関シ他ノ諸国トノ協議ヲ開クコト」と思うが、内田外相の説明によれば、「日英両国ノ意見一致シタル後ハ他ノ諸国トノ間ニ協議ヲ開クノ時期及方法等ニ関シ更ニ両国間ニ打合ヲ遂クル¹³³」趣旨で、両者の間に少し相違があると内田外相に質問した。

内田外相はこれに対して「何レノ国々ト協議ヲ開クヘキヤ又其時機交渉振及協議ノ程度等ハ大ニ考慮ヲ要ス事項ナルヲ以テ右ニ関シテハ日英両国主義上ノ意見合致シタル後尚篤ト打合ヲ遂ケ¹³⁴」たいと答えた。他の諸国と協議を開く時機及び方法についてなおイギリスと打合せを遂げたい理由は、おそらく内田外相は他の諸国を排除して、日本と同盟国であるイギリスとの共同指導の下で時局收拾しようとしたものであった。マクドナルド大使はこの説明に同意し、また彼の私見として日本政府の時局收拾案は「至極妙案ナリ¹³⁵」であった。

続いて12月5日、イギリス政府は山座臨時大使に対し覚書を送付してきた¹³⁶。覚書の趣旨は下記のように記している。

- (一) 共和制の実行は不可能のみならず、支那を破滅に導くものである。また、満州朝廷名義上の統治の下に、立憲政体を確立することは清国現下の時局解決について最良の方法である。
- (二) 外国が現朝廷を支持することは至当であるが、支那の現状及び歴史の示すところによれば、外国が革命に干渉することは、反って立憲君主政体の樹立を妨げるほかない。外力により強制させられた制度は支那に於いて永遠せず、このような企図により、重大な過誤を犯すことを英国政府

¹³³ 同上、P.394

¹³⁴ 同上

¹³⁵ 同上

¹³⁶ 同上、P.398-399

は恐れることである。

- (三) 目下焦眉の急とするところは、摂政王を退位させ、且つ漢口における休戦を継続させることにある。摂政王は国内に於いて人気を失い、その立憲政体採用の誓言は無価値である。
- (四) 摂政王の退位に関して、袁世凱に於いても摂政王の譲位を歓迎するのであろうから、日本政府において同意ならば、其の旨を在清英国公使に訓令し、日本公使と協同して袁に助力を与えるようにさせたいことである。
- (五) 漢口の休戦に関して、目下漢口総領事が尽力中であるから、この上更に外国が特殊の措置を執るも格別な効果はないであろう。吾人が最近に得る情報によれば、漢口に於いて革命軍と袁の代表者の間に、現下の危局を切り抜ける方法を発見するため、会商を開催するところである。従って英国政府としては、各国が進んで何らかの行動に出るべきかは、その結果を見た上で決定することである¹³⁷。

この覚書に対して、12月9日に日本政府は山座臨時大使に電訓して次のように回答するよう訓令した。まずは「英国政府ニ於テモ亦君主立憲制ヲ以テ清国ニ適応スル政体トナスコトニ関シ全然帝国政府ト所見ヲ同シクセラルルコトヲ承知セルハ其欣幸トスル所ナリ¹³⁸」と、政体問題に対して、イギリスが日本の君主政体による收拾策を支持してくれることに感謝の意を表した。しかし、「帝国政府ノ所見ヲ以テスレハ曩キニ英国政府ニ申入レタル通官革双方共ニ時局ヲ救済スルノ実力ナク結局他ノ容喙ヲ待ツニアラサレハ満足ナル終局ヲ見ルコト能ハサルヘシト思考シ官革間ノ協議不成立ノ場合ヲ予想¹³⁹」すると、官革協商によって成功することを望まない懸念を示したが、「英国政府ニ於テ将サニ行ハレントスル官革代表者ノ会合ノ結果ヲ待チ何分ノ措置ヲ執ルヲ得策ト思考セラルルニ於テハ何等不測ノ事件ノ発生セサル限り帝国政府ニ於テ強テ之ニ対シ異存ヲ有スルモノニアラス¹⁴⁰」と、しばらくイギリス政府の意見を尊重して、この覚書に同意する意を表した。

結局イギリスは君主立憲制によるの時局收拾策を支持する態度を示したが、

¹³⁷ 鹿島平和研究所編『日本外交史.9』鹿島研究所出版会、1970、P256

¹³⁸ 『日本外交文書』（清国事変）、P.405

¹³⁹ 同上

¹⁴⁰ 同上

日本との共同干渉を認めなかった。原因としてはおそらく覚書に書いているように、イギリスの漢口総領事が漢口の休戦に努めていたから、これ以上外国からの干渉を避けたいものであった。その一方、日本は官革両方の実力を疑い、漢口調停の成功にたかをくくったが、イギリスの意見を無視できなかつたから、共同干渉をしばらく放棄するのもやむをえなかつた。池井優氏は「事態は日本の手の届かない局面へ進んでいった¹⁴¹」と、日本は中国革命における外交の難局に陥ると指摘した。

第三節 袁世凱の計略

ただし、中国外交に対して苦境に立つ日本に、一つの転機を迎えた。12月2日午前10時、革命軍の鎮江都督林述喜は数千の兵を率いて南京城に入城した¹⁴²。長江の要衝である南京が攻略されたことにより、官革の力関係にはまた変化が生じ、イギリスのグレー外相の言うように南北調停・妥協の傾向が濃くなった。内田外相は革命軍の南京攻略こそ南北「調停ノ好機会自ラ其内ニ来ルコトアル¹⁴³」を判断し、12月4日駐清伊集院公使もイギリスの駐清ジョルダン公使に日英協同の調停・干渉の必要性を申し入れた。しかし、言うまでもなくジョルダンは「清国自身ニ於テ既ニ調停ノ端緒ヲ開キ袁世凱ニ於テモ多少望ヲ繋キ居ル次第ナレハ成ルヘク清国自身ニ於テ妥協ノ方法ヲ講ズルコト望¹⁴⁴」むと、官革自身の調停を期待して日本の介入を再び断つた。

だが、この時に袁世凱からの使者が駐清伊集院大使を訪ねてきた。12月2日、袁は北京の日本公使館付武官坂西利八郎中佐¹⁴⁵の来訪を求めて、内密な話をした。

¹⁴¹ 池井優「日本の対袁外交(辛亥革命期)(1)」『法学研究』35(4)、慶応義塾大学法学研究会、1962、P.93

¹⁴² 『日本外交文書』(清国事変)、P.32

¹⁴³ 同上、P.394

¹⁴⁴ 同上、P.395

¹⁴⁵ 明治大正期の陸軍軍人。1902年清国に派遣される。1904年日露開戦とともに青木宣純のあとを継いで袁世凱顧問となり、1908年までの六年あまり北京に駐在した。1911年辛亥革命に伴いふたたび中国に赴き、1923年黎元洪大總統顧問、1924年中国政府顧問となり1927年まで約十七年間北京に滞在。「支那通」の代表的存在となる。『朝日日本歴史人物事典』朝日新聞出版

袁は「時局ノ鎮定ハ容易ニ期シ難ク然リ而シテ漸次各地ノ秩序紊乱ニ赴キ追々外人ノ殺害ナドノ事故モ生シ来」たから、このままでは外国からの干渉は到底免れることはできないと、秩序が回復できないため外国からの干渉を恐れた。また「現ニ漢口ニ於ケル英国総領事ノ居中斡旋ノ措置ノ如キモ其端緒ヲ啓キタルモノト見ルヘク甚タ憂慮ニ堪ヘス而シテ外国ノ干渉ヲ避ケントセハ一日モ速ニ平定」をしなくてはならないのだが、南方と妥協を遂げたいが「交渉ヲ行ウヘキ中心ナク」、交渉を試みようとしたが「清国人ハ到底信任シテ之ニ当ラシムルノ不可能ナルコトナリ」という理由で、袁は「此際日本人ノ手ヲ経テ革命軍側ノ重立チタル者等ノ意向ヲ聞キ合セ進ンデハ日本人ヲシテ協商ノ任ニ当ラシムル如キ方法ニテモ講スル」ほかないと、日本が調停者の重任を担当してくれようと日本の意向を尋ねた¹⁴⁶。

これに対し、坂西中佐は頗る重大なる問題であるので伊集院公使と相談した上で答えられると返事し、また軍費と財政について困難のようであるかどうかと質問したところ、袁は「コノ件ニ関シテモ実ニ困却シ居リ奈何トモ策ノ施シ様ナシ何カ名案ナカルヘキヤ」と、財政の案についても坂西中佐に謀ってくれるように懇望した。最後に、袁は日本一国だけで居中調停に当たり得るものならば「最モ妙案トシテ希望スルナル所ナル」と語り、「公然ノコトトナラハ之ニ因リ直ニ他ノ外国ノ干渉ヲ召致スヘキ」と再び外国からの干渉に対する憂慮を嘆いた¹⁴⁷。

袁世凱と坂西中佐との会談に対して、俞辛焯氏は「袁派喜劇的な一幕を演じた」、「日本にこのような依頼をした目的は、12月2日の南京の陥落に伴う一時的画策であった」と指摘した¹⁴⁸。たしかに、池井優氏も批判したように後からみれば、これは袁世凱が日本が清国対してどの程度まで援助を与えられるか、その能力と真意を探る計略であったが¹⁴⁹、伊集院公使はこの申し出を肯定的に受け取った。なぜかという、イギリスから官革の停戦交渉などから排除されていた日本にとって、袁世凱からこのような斡旋依頼はまさに「福音」のよう

¹⁴⁶ 『日本外交文書』（清国事変）、P.390

¹⁴⁷ 同上、P.390-391

¹⁴⁸ 俞辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』、東方書店、2002、P.47

¹⁴⁹ 池井優「日本の対袁外交(辛亥革命期)(2)」『法学研究』35(5)、慶応義塾大学法学研究会、1962、P.51

なものであるからであった¹⁵⁰。

伊集院は袁の依頼について翌日内田外相に打電して報告した。第一調停の件に関して、「内密ニ確實ナル本邦人ヲシテ武昌ヲ初メ重ナル地方ニ於ケル革命団ノ首脳ニ就キ妥協上ノ意向ヲ探ラシムルコト」として、日本人を武昌などのところに派遣し革命軍側の意向を探ると上申した。また第二財政の件に関して、「若シ帝国政府ニ於テ此際何等カ御考案ニテモアラハ差当リ或ハ本使一己ノ卑見トシテ袁世凱ニ然ルヘク申入レ置クモナルヘシ」として、財政援助の案も検討すべきと進言した。伊集院はこららの支援により、「漸次袁世凱等深く我に依頼せしむること得策なる」と信じていた¹⁵¹。

この上申に対して、内田外相は12月4日「帝国政府ニ於テハ出来得ル限り居中調停ノ任ニ当リ以テ時局ヲ収ムルノ勞ヲ執ルコトヲ辞セス」と伊集院公使に電訓した。しかし、内田外相は袁の依頼に疑問を抱きながら、袁に接近して彼をコントロールし、革命への干渉に乗り出し中国の時局を左右しようとしたので、袁世凱の「真意のあるところ」を突き止めよう伊集院に訓令し、下記のような四点を提示するよう指示した¹⁵²。

- (一) 袁世凱は在漢口英国総領事の斡旋を外国干渉の端緒を開くものというのが、今まで接收した電報の内容によれば、英国総領事の斡旋は袁自身の希望によるものではないだろうか。袁がイギリス側に依頼向かって斡旋を依頼したのは日英関係に顧みて異存を唱えるものではないだろうか。袁が一面イギリス側に斡旋を求めて、日本に対してこれを甚だ憂慮に堪えない外国干渉の端緒を開くものと告げて、調停の尽力を請うというのは矛盾することであり、今後各国間の離間中傷等が次第に盛んになるので、事実の真相を確かめることが必要である。
- (二) もし袁世凱がイギリス側の斡旋をその真意に沿わないものであり、ぜひ日本の手によって調停を遂げることを欲する場合に、十分に日本を信頼する誠意を表すことが必要である。また、調停は日本にとって非常に重大な責任を負担するので、清国側の決意が必要である。すなわち、日本

¹⁵⁰ 俞辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』、東方書店、2002、P.47

¹⁵¹ 『日本外交文書』（清国事変）、P.391

¹⁵² 同上、P.391-394

の手によって調停が成立した場合、清国は必ず承認を与え、日本の体面を損するよう行動をしないと声明する必要がある。

- (三) 日本は既にイギリスと交渉を始めているが、イギリスと合意した方針の下で今回の調停を行うべきである。清国政府もこの方針を了解しその態度は十分に合致することを必要とする。すなわち、清国政府は立憲主義を承認し朝廷専制の弊を去り漢人の地位を尊重するようなことを誠実に実行する必要がある。また官革双方の関係者はすべて罪を問わず将来も口実を設けて彼らを迫害するようなことをしない決意がある。
- (四) 日本はイギリスとは同盟関係を持ち、将来の行きかかりに照らして自然に内協議を遂げることを必要とするので、清国政府もこの点に関してあらかじめ了承しておくことが必要である。また袁が内話した財政策については、清国政府が日本に信頼する決意が確かなる上、日本独力により援助できなくても日本の仲介によって欧米に資金を仰ぐ方法もあるので、清国はこの際窮乏のあまりいかがわしい資本家に借款を求めるようなことに努めて避けるべきである。清国政府にとってもっとも必要なのは前記の決意を定めることである。

内田外相は伊集院公使に、袁世凱には以上の四つの要求を執行する決意があるかどうかをぜひ確認するよう訓令した。しかし、袁はその後まもなく日本干渉の申し出を取り消し、唐紹儀¹⁵³と調停の重任を当たさせた¹⁵⁴。この意外な結果を知った内田外相は「摂政王廢位ノ件及唐紹儀派遣ノ件ヲ英国公使ニ内話シナカラ之ヲ貴官（伊集院公使）ニ通報セサルカ如キモ甚タ面白カラサル」と激憤し、12月8日伊集院公使に「貴官ノ申出方ノ当否ヲ論スルハ無益ニ属スト雖此際特ニ貴官ノ御考慮ヲ促カシタキハ袁ノ我ニ対スル態度ヲ探求スルノ一事」として、袁世凱の真意を探求するよう命令した。また、もし袁世凱が「内実我ヲ疎外スルノ意ヲ有シ単ニ我ヲ利用シ若ハ我ヲ操縦セントスルモノナルカ如キコトアルニ於テハ我ニ於テモ亦之ニ応スル覚悟ヲ要スル義ナル」として、日英を離間する企図があれば日本はこれを許さないことを警告するよう訓令

¹⁵³ 中国，清末，民国期の政治家。アメリカのコロンビア大学に学び，帰国後朝鮮の海関長，朝鮮総領事，外務部侍郎，郵便部大臣などを歴任した。辛亥革命に際し，袁世凱より南北和議の北方代表に指名された。『ブリタニカ国際大百科事典小項目事典』

¹⁵⁴ 『日本外交文書』（清国事変）、P.402

した¹⁵⁵。俞辛焯氏は内田外相の反応に対して「袁との交渉の一時的決裂を意味した」と指摘した¹⁵⁶。

しかし、伊集院公使は12月11日「首鼠両端ヲ持スルコトハ御熟知可相成力如ク一般清国大官ノ慣用手段ニシテ殊ニ袁世凱ニ於テ其ノ甚シキヲ見ルモノナリ」と、袁の詭計を「清国大官の慣用手段」として判断し、「彼（袁世凱）ニ対スル我措置トシテハ要スルニ我モ彼ニ甘ンシテ彼ニ利用セラレツツ実ハ夫レ以上ニ我ニ於テ彼ヲ利用センコトヲ期スル外ナシ¹⁵⁷」と、すなわち「要は当方も利用されつつ、より以上に利用する策」を取るべきと述べた。これは狐と狸の騙しあいでも勝ち抜くべしとしたものであった¹⁵⁸。また「袁世凱ニ対スル我態度トシテハ暫ク傍觀無干涉ノ姿勢ヲ取り之ニ依リ彼ヲシテ却テ薄気味悪ク感セシメツツ徐口握ムヘキ機会ノ到来ヲ待ツコトニ致スコト我ニ取り最得策ナリ¹⁵⁹」として、日本は袁世凱をコントロールしようとするれば暫く干渉をせず袁世凱に恐ろしく感じさせ自然に援助を求めに来るのを待つのは上策と具申した。

だが、11月下旬から袁世凱とジョルダン公使との間に、すでに官革協商への歩が踏み出されて、イギリスの漢口代理総領事ゴッフエの仲介により官革間の停戦交渉が進行しているのであった¹⁶⁰。すなわち、調停問題についてイギリスは袁世凱の信頼を獲得し、同盟国ながらも日本が共に干渉に介入することを許そうとしなかった¹⁶¹。したがって、伊集院が上申した電報は実に情勢の的確な判断を欠けていることを示した。

上述したように、日本は中国の時局をコントロールするために、袁世凱とイギリスに外交的な努力を尽くした。政体問題について、日本は袁世凱の意図が立憲君主制による時局の收拾にあると判断したから¹⁶²、従来の静観的な態度か

¹⁵⁵ 同上

¹⁵⁶ 俞辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』、東方書店、2002、P.49

¹⁵⁷ 『日本外交文書』（清国事変）、P.66

¹⁵⁸ ウッドハウス暎子『辛亥革命とG.E.モリソン』東洋経済新報社、2010、P.191

¹⁵⁹ 『日本外交文書』（清国事変）、P.66

¹⁶⁰ 池井優「日本の対袁外交(辛亥革命期)(2)」『法学研究』35(5)、慶応義塾大学法学研究会、1962、P.50

¹⁶¹ 俞辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』、東方書店、2002、P.47

¹⁶² 池井優「日本の対袁外交(辛亥革命期)(1)」『法学研究』35(4)、慶応義塾大学法学研究会、1962、P.88

ら公然とした干渉に乗り出そうとした。日本の干渉策は当初の満族を中心とした清朝朝廷を全面的な支援から、清朝の名義上の統治の下に漢人が政治を行う立憲君主制の支持へと方針を転換したのであった。しかし、日本の対袁外交はイギリスに一步先んじられて袁の日本に対する信頼を獲得できなかった。また、日本はイギリスに日英の共同干渉を呼びかけ、手を組んで列国を動かそうと試みたが、袁の権謀術数的な行為とイギリスの日本排除の行動によって実現できなかった¹⁶³。この時期日本の外交行動の結果として、前述した 12 月 9 日の電報「帝国政府ニ於テ強テ之ニ対シ異存ヲ有スルモノニアラス¹⁶⁴」とイギリスに回答するように、イギリスの単独干渉に従わざるを得なかったものであった。



¹⁶³ 俞辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』、東方書店、2002、P.49

¹⁶⁴ 『日本外交文書』（清国事変）、P.405

第四章 南北和議と政体問題をめぐる日本の対応

第一節 イギリスと南北和議

前章で触れたように、日本がイギリスを呼びかけ共に立憲君主制による中国時局の收拾に強要した際、イギリスはすでに袁の要請により密かに官革の停戦に介入し、11月下旬の調停の機を利用し、時局を南北平和会議に誘導した¹⁶⁵。

一. 袁世凱の野心

革命の初期に、袁が清朝に起用されたときに袁の野心はすでに窺えた。それは袁が提出した六つのカムバックの条件であった¹⁶⁶。

- (一) 来年国会を開催すること
- (二) 責任内閣を組織すること
- (三) 革命に関与した人を容赦すること
- (四) 党禁を解除すること
- (五) 海陸軍の編成権や指揮権を袁世凱に与えること
- (六) 十分な軍費を用意すること

上記の六つの条件に対して、李劍農氏は次のように指摘した。

「袁が提出した六つの条件を見ると、彼は革命軍と戦う気がなく、ただ実権を手に入れようとしただけであった。¹⁶⁷」(筆者訳)

¹⁶⁵ 俞辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』東方書店、2002、P.52

¹⁶⁶ 李廉方『辛亥武昌首義記』中國國民黨黨史史料編委會、1961、P.145

¹⁶⁷ 李劍農『中國近百年政治史』復旦大學出版社、2002、P.277

「我們看他所提出的六個條件，便知道他的心裡，最初就是不願意和革命軍打硬仗，但是實權非攬入自己手裡來不可。」

上記のように一番目から四番目の条件は袁が革命党人の憤りをなだめ、歡心を買うものであった。五番目と六番目は袁が実権を握るために軍備を掌握しようとするものであった¹⁶⁸。清朝はこの六つの条件を「亡国」と同じようなものとして読み取って袁の要求を拒否した¹⁶⁹。しかし、各省が独立するに伴って、清朝はこれらの条件を飲まざるを得ず「罪己の詔」を下し袁を再起用した¹⁷⁰。朝廷に復帰した袁世凱の様子について、恭親王溥偉¹⁷¹の日記には次のように記している。

「十月中，余往探袁氏。時居外務部，晤時，禮貌之恭，應酬之切，為自來所未有。余詢以有何辦法？袁曰，『世凱受國厚恩，一定主持君主立憲。惟南方兵立強盛、人心盡去，我處兵弱餉欠，軍械不足奈何？』復長歎低言曰，『向使王爺秉政，決不致壞到如此。』嗟乎，余知袁氏之必叛也。¹⁷²」

日記の内容を要約すると、袁は国家の恩を忘れず立憲君主制を支持したと述べた。だが、彼は南方革命軍は勢いが強いため、清朝政府から人心が離反する。さらに軍隊は士気低下し、軍用食糧、武器も不足しているので、どうしようもない、と時局を悲観視した。河村一夫氏はこの日記の内容に対して、袁世凱は清朝を滅亡させ自らこれに代わろうとの野心を抱いていたと指摘した¹⁷³。

このように、袁世凱は徐々に権力を握るとともに、南方の革命軍との平和交渉を謀り、漁夫の利を占めようとした。彼は10月29日腹心の部下である劉承恩を派遣し、湖北軍政府の都督黎元洪に書簡を出した。

『刻下朝廷有旨，(一)、下罪己之詔，(二)、實行立憲，(三)、赦開黨禁，(四)、皇族不問國政。似此則國政尚可挽回振興之期也。尊即轉達台端，務宜設法和平了結，早息一日兵事，地方百姓，早安靜一日。否則勢必兵連禍結，勝負未見，則不但荼毒生靈，靡費

¹⁶⁸ 同上

¹⁶⁹ 台灣中華書局編輯部編『袁世凱竊國記』台灣中華書局、1882、P.46

¹⁷⁰ 『大清皇帝實錄・宣統紀要』卷62、華文出版社、1961、P.49-50

¹⁷¹ 中国の皇族。恭親王の孫。禁煙大臣より北京崇文門監督となる。第一革命以後は青島に隠棲した。『美術人名辞典』思文閣、https://www.shibunkaku.co.jp/biography/search_biography.php

¹⁷² 中国史学会『中國近代史資料叢刊《辛亥革命》第八冊』上海人民出版社、1957、P111

¹⁷³ 河村一夫『日本外交史の諸問題』南窓社、1986、P214

巨款，迨至日久息事，則我國已成不可收拾之國矣。況兵者漢人，受蹂躪者亦漢人，反正均我漢人吃苦也。¹⁷⁴』

書簡の内容によると、清朝朝廷は「罪己の詔」を下り、立憲政治を実施し、政党結成の禁止令を解除し、皇族は政治を参与しないという四つの命令を發布したので、国民を苦しめないように一刻も早く平和的に時局を収拾しなければならない、と黎元洪に説得しようとした。

袁世凱は黎元洪に平和的な解決を呼びかけながら、一方で袁の部下の馮國璋は革命軍が占拠した漢口に猛烈攻撃し、11月1日漢口を陥落した。このように、袁は両面作戦により11月10日再び劉承恩と海軍正参領の蔡廷幹を派遣し漢口のゴッフエとともに武昌に行って革命軍に平和交渉を呼びかけた。劉、蔡はもし革命軍側が立憲君主制に賛成してくれば攻撃を停止する意を示したが、革命軍側はこれに反対した。だが、革命軍側は袁に対して、「漢民族のために清朝から離脱し北京政権を取り戻すべき¹⁷⁵」と忠告し、また「革命が成功すれば、必ず袁世凱を大総統として勧めたい¹⁷⁶」と袁に対し好意的な態度を表した。孫文も11月12日ロンドンから打電し「黎元洪が袁世凱を大総統として推薦したことについて、自分も適切だと思う¹⁷⁷」と述べた。

このように、袁は南方革命派の自分に対する期待と態度を把握したので、南北交渉において有利な軍事的な地位を保つため、漢陽に対する攻撃を開始し、11月27日漢陽を陥落させ、引き続き武昌を砲撃し始めた¹⁷⁸。

¹⁷⁴ 張國淦『辛亥革命史料』龍門聯合書局、1958、P.278

¹⁷⁵ 「返旆北征，克復冀汴」、引自黃德福『袁世凱政權與英國：從辛亥革命到洪憲帝制』元氣齋、1994、P.122

¹⁷⁶ 「將來大功告成，選舉總統，當首推項城」、黃德福『袁世凱政權與英國：從辛亥革命到洪憲帝制』元氣齋、1994、P.122

¹⁷⁷ 「欣悉總統自當選定黎君，聞黎有推袁之說，合宜亦善」、引自俞辛焯『辛亥革命期中日外交史研究』東方書店、2002、P.53

¹⁷⁸ 俞辛焯『辛亥革命期中日外交史研究』東方書店、2002、P.53

二. イギリスの南北和議工作

あたかも革命側の方に派遣された海軍正参領の蔡廷幹は 11 月 16 日北京で「ロンドン・タイムズ」の特派員モリソンに交渉の内容と袁の動向などを具体的に紹介した。イギリス側はモリソンを通じてその内幕を掌握した¹⁷⁹。11 月 26 日袁・ジョルダンの会談で、ジョルダン公使は袁に対して武漢における戦闘再開が漢口居留のイギリス人に脅威を及び、イギリスの権益が戦火に曝されている現状を訴えた¹⁸⁰。袁はこの機会を捉えジョルダンに、南北双方が満足する条件が整えば停戦協定を締結する旨を示唆し、休戦の斡旋を依頼した¹⁸¹。したがって、ジョルダンは当日漢口駐在のイギリス代理総領事ゴッフエに打電し、非公式に黎元洪に袁の意見を伝えるよう命令した。このように、黎元洪が 11 月 27 日ゴッフエ代理総領事に下記のように三つの休戦条件を提出した¹⁸²。

- (一) 現在の占領地域を維持したまま十五日間の休戦
- (二) 革命派各省代表と袁世凱代表との会談
- (三) 必要な際はさらに十五日間休戦を延長

ジョルダンはこの機会を利用して、清朝軍が武昌を攻撃した場合による流血事件に対し責任を負うべきことを袁に警告した。袁はこの圧力により 12 月 1 日第二軍団の総指揮馮國璋に清朝軍隊の渡江と武昌の攻撃を停止する命令を發した。その同時に、漢口の黄道台にゴッフエ代理総領事と先ず三日間の停戦を手配するよう指示した¹⁸³。

また、官軍休戦について袁世凱は 11 月 30 日馮國璋に打電し、下記のように五つの条件を提示した¹⁸⁴。

- (一) 占領地域の現状維持
- (二) 休戦期間は三日間
- (三) 休戦期間中、武昌、漢口における艦船の移動禁止

¹⁷⁹ 略惠敏編『清末民初政情内幕』上、知識出版社、1986、P.791-796

¹⁸⁰ 胡濱譯『英國藍皮書有關辛亥革命資料選譯』上、中華書局、1984、P.73

¹⁸¹ 同上

¹⁸² 同上、P.96

¹⁸³ 同上、P.207

¹⁸⁴ 張國淦『辛亥革命史料』龍門聯合書局、1958、P.283

(四) 休戦期間中、兵力、要塞等軍事的増強の禁止

(五) 休戦条項に証人として英総領事が署名

英総領事が証人として休戦協定に署名するというのは重要な提案であったが、ジョルダン公使の要請を12月1日グレー外相は直に承認した¹⁸⁵。このように、12月3日漢口代理総領事ゴッフェが証人としてサインした三日間の休戦協定が成立し、期間は12月6日午前六時までであった¹⁸⁶。その後、袁世凱はジョルダン公使・唐紹儀と共に長期的な休戦協約を起草した。内容としては、さらに停戦の十五日間延長し、唐紹儀を袁世凱の代表として派遣し、黎元洪都督或いは他の革命側代表と時局について協議をするなどであった¹⁸⁷。袁世凱は四日この内容を馮國璋に打電し、ジョルダンも漢口代理総領事ゴッフェに電報を發し、積極的に斡旋をするよう命令した¹⁸⁸。12月9日ゴッフェの斡旋により停戦が十五日間延長され、この停戦はその後の南北和議もつながって行った¹⁸⁹。しかもこの日清朝側の講和代表として全権大臣唐紹儀等一行三十三名はすでに特別列車で北京を出発して漢口に赴いて、12月11日漢口に到着したのであった¹⁹⁰。この時期の英中外交について、俞辛焯氏は「イギリスはこうして官革停戦・南北際和議における外交上のイニシアチブを掌握し、袁世凱と中国の時局を左右する基礎を固めたのである」と指摘した¹⁹¹。停戦・和議に通じて、イギリスは南方における權益を保護し、イギリスに依存した袁世凱は政治的な野望を実現し、両者の外交方針は相応したものであった。故に、双方の関係は一層密接に結ばれたのであった。

三. 南北和議から日本の排除

一方、この時期における日中外交は対照的であり、イギリス斡旋の官革休戦交渉は日本に秘して進行していた。日本政府及び伊集院外相がこの協商を始め

¹⁸⁵ 胡濱譯『英國藍皮書有關辛亥革命資料選譯』上、中華書局、1984、P.103

¹⁸⁶ 同上、P.105

¹⁸⁷ 張國淦『辛亥革命史料』龍門聯合書局、1958、P.285-286

¹⁸⁸ 胡濱譯『英國藍皮書有關辛亥革命資料選譯』上、中華書局、1984、P.133

¹⁸⁹ 同上、P.208

¹⁹⁰ 同上

¹⁹¹ 俞辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』東方書店、2002、P.52

て知ったのは 11 月 28 日であり、駐漢口の松村総領事は内田外相に電報を發し、袁の要請によりイギリス公使が調停の勞をとっていることを報告した¹⁹²。30 日朝第三艦隊川島（令次郎）司令官の電信により、さらに停戦交渉がすでに行われていることを知った内田外相は大いに驚き、早速伊集院公使に訓令して「今日此種重要事件ニ関シ在清英国公使ヨリ貴官ニ何等ノ打合ナキハ甚タ遺憾ノ次第¹⁹³」と調停についてジョルダン公使より打合せがない遺憾の意を表し、「至急同公使ニ会見シテ本件ノ消息ヲ内問セラレ且此種問題ニ付テハ今後日英両国常ニ協調ヲ維持スルノ肝要ナルコト¹⁹⁴」と日英協調の必要を申し入れるよう訓令した。

これに対して伊集院はジョルダンに問いただしたが、ジョルダンは「漢口ノイギリス租界ニ一時非常ニ飛弾ガアリ、危険ト損害ガ少ナカラズ、ヨツテ漢口ノ英国総領事ヲ推シテ黎元洪ニ休戦ヲ交渉サセタノハ起因デアッタ。ソシテ黎元洪カラ十五日間ノ休戦ヲ袁世凱ニ取次ギヲ依頼サレタノデ、自分ハコレヲ袁世凱ニ取り次イダノデアッタ¹⁹⁵。」と曖昧なことを回答した。伊集院公使は依然として停戦交渉から排除され、情報の収集すらできなかった。

12 月 3 日内田外相は川島司令官の電信により三日間の停戦協定が締結されることを知り、早速伊集院公使に打電しこの情報を伝え、袁世凱に「此種事項ニ付テハ今後出先キ清国官憲ヨリ川島司令官ニ打合¹⁹⁶」をするよう要求すると訓令した。また、内田外相は伊集院公使に「袁世凱ハ最近在清英国公使ニ対シ時局ヲ救済センカ為ニハ摂政王ヲ廢位トナスノ必要益々明瞭トナレルヲ以テ唐紹儀ヲ南方ニ派遣シ右ニ対スル該地方ノ意向ヲ確メムル筈¹⁹⁷」と電訓し、袁世凱の動向について何かの情報があれば至急電報で報告するよう要求した。上

¹⁹² 『日本外交文書』（清国事変）、P.386

¹⁹³ 同上、P.387

¹⁹⁴ 同上

¹⁹⁵ 国立公文書館：アジア歴史資料センター、（極秘）明治 44 年 11 月 26 日～明治 44 年 12 月 4 日清国事変関係外務報告第 6 綴（7）、<http://www.jacar.go.jp/DAS/meta/listPhoto>、査閲日期 2015/5/15

¹⁹⁶ 『日本外交文書』（清国事変）、P.390

¹⁹⁷ 同上、P.393

述の電報は、ここまで日本は停戦協商に関与することができず、袁世凱もジョルダン公使も伊集院に対して何の情報も提供しなかったことを意味する¹⁹⁸。

12月5日伊集院公使はジョルダン公使を訪ねた。ジョルダン公使はやっと休戦の十五日間延長および袁世凱が唐紹儀を南方に派遣する情報を打ち上げたが、ジョルダン公使は「清国自身ニ於テ既ニ調停ノ端緒ヲ開キ袁世凱ニ於テモ多少望ヲ繋キ居ル次第¹⁹⁹」、成るべく清国自身に妥協の方法を見出させるのが望ましいことを述べた。これに対して、伊集院公使は「清国自身ニ於テ秩序ヲ恢復スル能ハサルコトトモナレハ列国モ自衛上何等カノ措置ヲ執ラサルヲ得サルヘク²⁰⁰」と予想したので、同盟国たるイギリスに相談したのであると述べた。

以上の話の結果によると、伊集院公使は自分とジョルダン公使の間には時局收拾の見解について大きな相違があることを知った。また、故意に棚上げされていたことによって、ジョルダンに対して失望した²⁰¹。そこで、伊集院は6日「英公使ノ曖昧ナル態度ニ顧ミ本使トノ緊密接触ニ付英政府ヨリ訓令アル様措置方ノ件²⁰²」として、内田外相宛の電報を發した。

伊集院は「当地英国公使ノ本使ニ対スル態度ノ動モスレハ曖昧ニシテ打解ケサル嫌アル」とジョルダンの曖昧な態度に対する不満を内田外相に具申し、「本国政府ヨリ本使ト絶ヘス意志ノ疎通ヲ期スヘキ旨ノ訓令ニシテモ授受スルニ於テハ従来ニ此点特ニ注意スヘク本使ニ於テモ多大ノ便宜ヲ得ヘシト存スル」、また「英国公使ニ於テ兎角ニ消極受身的ノ態度ヲ維持セルニ対シ本使ヨリ絶エウルサキス五月蠅迄ニ質問ニ出掛クルモ甚タ妙アラス²⁰³」と、イギリス政府よりジョルダン公使に自分との緊密接触するよう訓令してもらえよう要請した。これに対し、内田外相は駐英山座臨時代理大使を通じてイギリス政府に、駐北京のジョルダン公使を通じて清国政府に諸事について隔意なく伊集院公使に相談し、意思相通を図るよう伝えてほしいと要請した²⁰⁴。

¹⁹⁸ 俞辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』東方書店、2002、P.54

¹⁹⁹ 同上、P.395

²⁰⁰ 同上、P.396

²⁰¹ ウッドハウス暎子『辛亥革命とG.E.モリソン』東洋経済新報社、2010、P.186-187

²⁰² 『日本外交文書』（清国事変）、P.397

²⁰³ 同上

²⁰⁴ 俞辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』東方書店、2002、P.55

また、伊集院公使はジョルダン公使と自分の不調について、「何事ニモアレ煮エ切ラス兎角小心ニ過タル傾アル性格²⁰⁵」と、ジョルダンの神経質で気弱な性格こそ原因になると述べたが、実にそうではなかったであろう。ジョルダンは、袁世凱と協力して休戦工作しているという事実を伊集院に隠した理由は、この工作はもし伊集院に知られたら休戦準備とそれに続く官革平和会議の設定を邪魔される懸念したものであった。そのため、ジョルダンは平和会議の準備が整うまでは、伊集院を蚊帳の外におきたかったようである²⁰⁶。

中国の時局收拾においてイギリスの地位に迫いつくため、12月12日伊集院公使は袁世凱を訪問し、「貴官（袁世凱）ノ標榜セル君主立憲ノ主義ヲ援助シ此目的ヲ遂行シテ速ニ時局ヲ平定セシメムコトヲ希望」する意を伝えながら、「摂政王退位ノ如キ重大ノ事項ニ至リテハ豫テ噂ハ耳ニシ居リシモ愈々上諭ヲ發セラルル迄ハ事ノ真相ヲ承知シ居ラサリシ位ニテ此点ニ付テハ政府ニ於テモ或ハ遺憾ニ思ヒ居ル事ナルヘシ存ス²⁰⁷」と中国時局に関して重大なことについて日本が排除されたことを袁に不満の意を表した。

伊集院公使の非難に対して、袁世凱は休戦の斡旋をジョルダン公使に依頼した件について、自分は日本に一任するのが適当と最初は考えたが、「何分従来ノ行懸上日本ニ対スル清国人ノ感情兎角面白カラサル次第ナルヲ以テ若シ此ノ際日本側ニ照会ヲ求ムルニ於テハ或イハ各方面ニ故障ヲ生シ結局出来得ヘキコトモ出来サル破目トナリ且又諸外国思惑モ如何ト氣遣ハレタル²⁰⁸」と弁明し、結局日清両国の利益のために南北停戦に対しイギリスに依存せざる得なかった理由に対し日本の了解を求めた。また、政体問題について、袁世凱は「自分ハ飽迄君主立憲ヲ主張スルモノニシテ共和政治ノ如キ現ニ南清各地ノ実況ニ徴スルモ四分五裂到底実行シ得ヘキモノト云ウヲ得ス彼等ト雖トモ恐ク既ニ其不可能ナルヲ覺リ居ルヘキ筈ナリ²⁰⁹」と、官革平和会議で立憲君主制を支持する態度を示した。

²⁰⁵ 『日本外交文書』（清国事変）、P.397

²⁰⁶ ウッドハウス暎子『辛亥革命とG.E.モリソン』東洋経済新報社、2010、P.186-188

²⁰⁷ 『日本外交文書』（清国事変）、P.406

²⁰⁸ 同上、P.407

²⁰⁹ 同上、P.406

袁の弁解に対して、伊集院は「今後ハ此種重要事項ニ付英国公使ニ相談セラルル時ハ必ス其ノ都度本官ニモ同様打明ケラレ貴我連絡ヲ保チ得ル様特ニ注意アラムコトヲ望ム²¹⁰」と要求した。また、伊集院は平和会議について、「唐紹儀ノ任務ニシテ若シ不成効ニ終ルトキハ結果如何ナル方針ニ出テラルル決心ナルヤ」と切り込んだ。伊集院の疑問に対して、袁は「最後ハ各国ノ調停ヲ煩ス覚悟ナリ其ノ場合ニハ先ツ第一ニ英国ノ意見ヲ求メ続イテ貴国ニモ御相談致ス積リ²¹¹」と意見を述べ、その後に諸外国と相談すべきだと答えた。これは依然としてイギリス優先主義であり、次に日本、諸列強を調停に介入させようとするものであった。

この答えに対して、伊集院は賛成するはずがなく、「如何ナル場合ニ於テモ貴国ヨリ調停ヲ望マルル際ニハ先ツ日英両国公使マテ之ヲ打明ケ直接他ノ諸外国ニ申出テラルルコトハ全然差控ヘラルル方可然」と袁に要求した。これはイギリスと同等の地位を獲得しようとしたものであった。また、伊集院は「飽迄着実ノ態度ヲ以テ我政府ニ信頼シ我政府ヲ十分安心セシムル誠意ヲ表彰セラルルコト肝要ナリ²¹²」と袁に再三告げた。しかし、袁世凱は伊集院の話に対して表で「所説ヲ首肯セルモノノ如ク見受ケラルルモ尚充分腑ニ落ちサル様ノ態度ヲ」示したが、伊集院は袁世凱を疑って「果シテ約ノ如ク実行スルヤ否ヤハ之ヲ従来ノ成行ニ鑑ミ聊ク疑ナキ能ハサル²¹³」と考えていた。

なぜ袁世凱はイギリスに依存しようとしたのであろうか、俞辛焯氏は次のように三つの理由を挙げた²¹⁴。

- (一) イギリスはヨーロッパの国際関係の緊張化によりアジアを顧みる暇がないので、中国の既得権益の保護に重点を置き、その外交は相対的に防衛的な姿勢を取った。その一方、日本は隣国として出兵・干渉を企み、攻撃的な外交の姿勢を取ったので、袁とイギリスは共に連携して日本を警戒し、その行動を牽制しようとした。

²¹⁰ 同上、P.408

²¹¹ 同上

²¹² 同上、P.408

²¹³ 同上、P.409

²¹⁴ 俞辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』東方書店、2002、P.55-56

(二) 日本は始めから清国朝廷を支持し、その後は立憲君主制により清国朝廷を保護・保持しようとした。その一方、イギリスは相対的に保護・保持に消極的であったので、清国朝廷に対し政治的野望を抱いている袁にとってはイギリスが有利であった。

(三) イギリスは日本の出兵・干渉の企みを牽制しようとして袁を利用し、日本はイギリスと協調しながら袁を排除して対清外交における主導権を掌握しようとしたので、袁は必然的に自分に有利なイギリスを選択し、それに頼ろうとした。

以上の述べたように、袁世凱・日本・イギリス三者の関係はこの辛亥革命期に始終作用していた。故に、日本はその後の南北会議と政体問題において始終ネガティブな立場に陥り、外交の主導権を失い、イギリスに服従せざるを得なかった。

前述したように、12月9日漢口代理総領事ゴッフエの斡旋により停戦が十五日間延長され、清朝側の講和代表として全権大臣唐紹儀は北京を出発した²¹⁵南北和議に直面した内田外相は会議においてイギリスと同等の発言権を獲得するため、15日会議に対する日本の方針を袁に伝えるよう伊集院公使に訓令した。内容は次の通りである。

『袁ノ共和政治ヲ排斥君主立憲ヲ断行スヘントノ主張ハ全然帝国政府ノ賛同スル所ナリ共和政治ノ清国ノ国情ニ照ラシ其实行至難ナルコト並ニ目下清国ニ於テ何等其实行ノ準備ナキコト……万一清国ニ於テ共和政治ヲ実行セントスルカ如キアラス清国国家ハ四分五裂遂ニ收拾スヘカラサルニ至ルハ明白ナル次第ナリ²¹⁶』

日本政府はまず立憲君主制を堅持する意を表した。準備が整わない清国における共和制を採用をすれば、四分五裂の状態になり、時局の收拾ができないと断言した。続いて袁世凱への援助については次の通りである。

²¹⁵ 胡濱譯『英國藍皮書有關辛亥革命資料選譯』上、中華書局、1984、P.208

²¹⁶ 『日本外交文書』(清国事変)、P.411

『帝国政府ハ袁カ今後固ク此主張ヲ保持シ其所説ヲ断行センコトヲ切望シ之カ為何等我助カヲ必要トスルコトアラハ帝国政府ニ於テハ相当ノ援助ヲ与フルヲ辞セサル……袁ニ於テハ常ニ日英兩國特殊ノ關係ニ留意シ成ルヘク兩國ニ対シ同時ニ諸事ヲ打明クル方得策ナルヘク帝国政府ニ於テモ亦袁ノ此ノ措置ニ出テンコトヲ望ミ居ル次第ナリ²¹⁷』

袁が会議で立憲君主制を主張すれば、日本は相当の援助を与えると提示したが、その援助により袁に日本・イギリスに対して平等に対処するように要求した。すなわち、これは日本が袁世凱への援助によりイギリスの地位を追いつく努力であった。最後に、和議が不成功に終わった時の対応策については下記のように記している。

『袁ニ於テ唐紹儀ノ任務ニシテ不成就ニ終ルトキハ……袁ニ於テハ能ク形勢ヲ達觀シ列國中真ニ信賴スルニ足ルノ好意ト実カヲ有スル国ヲ選ンテ先ツ之ニ調停ニ関スル協議ヲ遂ケ然ル後徐ロニ之ヲ列國ニ謀ルノ方針ヲ取ルコト最モ必要ナル²¹⁸』

この対応策は注目すべきであった。日本はどちらかといえば、南北和議の失敗を期待していた。なぜかという、和議はイギリスの居中調停により準備・進行されたので、和議の失敗はイギリスの失敗を意味したからであった。内田外相が述べた「真ニ信賴スルニ足ルノ好意ト実カヲ有スル国」とは恐らく日本を指したものであった。すなわち、日本はイギリスの外交失敗を期待して、その代わりに中国革命における外交主導権を掌握しようとしたものであった²¹⁹。12月17日伊集院公使は袁世凱に内田外相の15日訓令の三つの方針を伝えた。伊集院は特に「貴國ニ於テ愈々調停ノ必要ヲ認ムルニ至リタル暁ニハ必ス先ツ之ヲ日英兩國ニ議ルヲ得策トスル²²⁰」と適切に勧告した。

²¹⁷ 同上

²¹⁸ 同上、P.411-412

²¹⁹ 俞辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』東方書店、2002、P.58

²²⁰ 『日本外交文書』（清国事変）、P.411-412

しかし、袁はこの勧告に対して「自分ノ立場トシテハ既ニ英国側ノ紹介ニ依リ事ノ端緒ヲ開キタル行懸トナリ居ルコトトナレハ愈々講和不成立ノ後日英両国ニ之ヲ謀ラントスルニ方リ自分ヨリ英国ト同様ニ日本ニ之ヲ謀ルノ態度ニ出ルコトハ手續キ上聊カ妙ナラサルヤノ嫌ナキニアラサルヲ以テ寧ロ貴官ヨリ英国公使ニ打出サレテ何分ノ義ヲ纏メラレ之ヲ両国協同ニテ自分ニ告ケラルルコトトナシ呉ルルニ於テ自分ハ必ス両公使ノ説ニ従ヒテ之ヲ行ヒ決シテ異議ヲ挟マサルヘシ²²¹」と答え、現在はすでにイギリスの斡旋によって講和会議が進展し始めるので、もし日英両国は講和不成立に対する対策上で合意に達すれば、自分は両国の指示に従うことに異議ないと答えた。これは袁が依然としてイギリス優先主義を取ることを示した。

このように、伊集院公使は同日ジョルダン公使に袁との会談した内容を伝え、イギリス側の了承を得ようと努めた。しかし、ジョルダンは「妥協不成立ノ場合ニ袁世凱ノ執ルヘキ方法ニ付テハ自分ニ在リテハ未タ何トモ本国政府ヨリ訓令ニ接シ居ラサルニ付英国政府カ果シテ之ニ関シ奈何考フルカハ勿論不明²²²」と、日本との協力について回答を避けた。

一方、上海の官革講和会議の帰着は、日本とイギリスだけではなく、アメリカ、フランス、ドイツ、ロシアなど列国の注視するところであった。なぜかという、「清国ニ於ケル目下争乱ノ継続ハ単ニ清国自身ノミナラス外国人ノ実質的利益及安定ニ対シテモ重大ナル影響」を与えるからであった。講和会議が失敗すれば、中国が混乱と無秩序の最悪の状態に陥ることは容易に予想された。12月15日北京で日、英、米、独、露、仏の六国公使会議が開かれた。六国政府は絶対的に中立の態度を守ることを約束して「ナルヘク速ニ現争乱ヲ終息セシムルニ足ルヘキ協商ヲ締結スル²²³」よう南北代表に要望する覚書を起草し、12月20日上海の六国領事は官革双方の代表に同文覚書を手渡した。これは列国の南北和議に対する強い期待を表明したものであったが、日本政府にとって時局干渉が一層難しくなるものであった。

²²¹ 同上、P.421

²²² 『日本外交文書』（清国事変）、P.425

²²³ 同上、P.415

第二節 日本と南北会議

一. 立憲君主と共和民主の論争

12月18日南北和議が上海で開催され、第一回会議で休戦の延長問題について順調に交渉が行われた。12月20日の第二回目会議に於いて、休戦期間を12月31日まで延期することが同意された。しかし、この日革命側代表伍廷芳²²⁴は政体問題を提出した。伍廷芳は「清皇帝は元来中国の人でなく、しかも帝位を占めること二百余年、中国を今日の事態に陥らしめた」と清朝の政治的責任を追究した。また「中国には共和・民主を実施する条件が整っており、人民も共和を希望しているので、問題は清大總統を選出することだけだ」と共和民主制の採用を強調、清皇帝の退位を主張した。20日の会議で伍廷芳が提出した条件を要約すると、次のように記している。

- (一) 清朝政府の廃絶
- (二) 共和政府の樹立
- (三) 退位した清国皇帝の優遇
- (四) 満洲人と漢人の平等な処遇

伍廷芳の発言に対して、唐紹儀は「我ら北京から来たものは共和立憲に反する意向はない」と表明したが、ことの重要性に鑑みて伍の要求事項を袁世凱に照会してその訓令を待つと返答した。20日会議はここまで中断されることになった²²⁵。

翌21日唐紹儀は日本から上海に特派された松井慶四郎参事官と有吉上海総領事と面会し、「革命党ノ共和ヲ望ミ滿廷ヲ廢スルノ意志頗ル鞏固ニシテ緩和ノ余地ナシ輿論既ニ斯ノ如クナルニ於テ北京モ亦之ニ從フノ外他ニ解決ノ策ナキ²²⁶」と、共和政体を採用する以外解決の途はなく、唐自身も共和制に賛成

²²⁴ 中国近代の政治家、外交官。シンガポール生れ。イギリスに留学し香港で弁護士を開業、のち李鴻章の幕下に入り、駐米公使、外務次官を歴任。辛亥革命時には共和制に賛成し、革命政權代表として袁世凱との交渉を担当した。のち法相、外相、首相代理等を歴任、孫文の護法政府の外相をも務めた。『世界大百科事典第2版』

²²⁵ 中国史学会『中國近代史資料叢刊《辛亥革命》第八冊』上海人民出版社、1957、P.71-82

²²⁶ 『日本外交文書』（清国事変）、P.440

すると言明した。この政体に対する態度転換について、松井参事官は「袁世凱ハ唐紹儀ト内々初メヨリ黙契アリ其ノ意ヲ含マセテ唐紹儀ヲ現地ニ派シタルニアラスヤトノ觀察ハ当ヲ得タルモノナリト云フヘク²²⁷」と、唐と袁の間には共和制を設立しようという事情の了解が秘密裏にあったのではないかと内田外相に報告した。この密約から見ると、袁は唐を南北和議に派遣する時、既に共和制に転換を始めたが、寧ろこれを一手段として清朝皇帝に退位を強要し、自分が中国に君臨しようとしたものであった²²⁸。

しかし、日本は中国の時局収拾に始終立憲君主制を堅持し、中国に立憲君主制を強要しようとしたため、和議の遂行にとって日本は最大の障害となった。すなわち、南北会議を遂行するには、先ず日本に共和制の賛成に対する承認を求めることが重要であった。ここで日本に挑戦したのは、ロンドン・タイムズの特派員ジョージ・アーネスト・モリソンであった。

モリソンは「ロンドン・タイムズ」の通信員で、1897年北京特派員として中国に派遣された。日露戦争後「タイムズ」代表としてポーツマス会議に出張し、彼は精力的な活動と政治判断の的確さで北京の外国人社会に勢力を振るっていた²²⁹。モリソンは自身の政治的目的を遂行するために、タイムズ紙の記事に通じて、アジア太平洋地域のイギリス勢力を保持しようとした。彼の記事には、鋭い社会批判、権威を恐れない勇敢な評判があるので、魅力的な記事で多くの読者をひきつけた²³⁰。平川清風氏は著書『支那共和史』で、「ロンドン・タイムズ特派員モリソンの新支那に対する同情的論調は特に北京における英国官憲の態度を変ずるに最も有力であつたらしい」と、モリソンの役割について特記している。これはモリソンの論調はイギリスの当局者に影響力があることを表した²³¹。

1911年11月20日、モリソンは袁世凱宅を訪ねた。会談の結果、モリソンは袁を共和制大統領にする手助けをしようと決心した。なぜかという、それ以外に時局収拾の方法はないと彼が判断したからであった。モリソンは11月

²²⁷ 同上

²²⁸ 俞辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』東方書店、2002、P.61

²²⁹ 『世界大百科事典第2版』

²³⁰ ウッドハウス暎子『辛亥革命とG.E.モリソン』東洋経済新報社、2010、P.52

²³¹ 平川清風『支那共和史』春申社発行、1920、P.123-126

21日タイムズで掲載された記事に、「袁世凱は取り組むべき任務が絶望的なほど深刻であることをよく認識しているが、安定政権を確立し、国を崩壊から救うため全力をつくす」と書いて、袁世凱がすべての困難にも負けずに朝廷を救うために全力を尽くしているという印象を読者に植え付けた²³²。

12月中旬、モリソンは上海へ行くことを決めた。これは単にタイムズ紙の記者として会議を取材するめただけではなく、モリソンは袁世凱を共和制大統領にすることで南北平和をまとめるよう関係者たちを説得できると期待されていた。袁世凱はモリソンの上海行きを非常に歓迎し、なぜかという、彼はモリソンの目的は袁世凱を担ぎ上げ、いわゆるキングメーカーの使命を果たすことだと知っていたからであった。袁は列車の一両分をモリソンの個人的使用に提供し、部下の軍人を護衛としてモリソンに付けた²³³。

二. イギリスの政体に対する態度転換

12月20日上海に到着したモリソンは個人的な外交を展開した。彼は上海日本総領事館に有吉総領事を訪問し、時局打開策について次のように推奨した。

「時局解決ノ最高手段ハ両講和委員ヲシテ満洲皇室ヲ熱河ニ退却セシメテ共和政体ヲ樹立スルコトニ合致セシメ袁世凱ヲ大統領タラシムルコトト定メテ袁世凱ノ（脱語）確カムルニ在リ²³⁴」

と、時局収拾の最良の方法は皇帝を熱河に引退させて、袁世凱を大統領とする共和政体の樹立に講和両代表を賛成させることであつたと、有吉を説得しようとした。これに対して、有吉は「袁世凱を大統領にする以外に時局収拾の方法はなし」とするモリソンの勧告を直ちに内田外相と伊集院公使に報告した。

モリソンの提案に対して伊集院公使は12月21日の日記に下記のように記している。

²³² ウッドハウス暎子『辛亥革命とG.E.モリソン』東洋経済新報社、2010、P.159-160

²³³ 同上、P.195-197

²³⁴ 『日本外交文書』（清国事変）、P.435

「例のモリソン流にて、彼れは是に熱中し居るものの如し。或は唐紹儀とは既に北京にて此説をなし居り、袁も敢てこれを拒絶せずモリソンの為すに任せ、他少其間に成行を見んとするの底意を袁も有し居ることもあらん。モリソンの右様の運動は軽視する能はず²³⁵」

と、決して軽々しくは扱えない問題と認識していた。ジョルダン公使もモリソン勧告についての報告を受け取った。この勧告はジョルダンに決定的な影響を与えた。12月20日ジョルダンは「君主立憲云々ニ付テハ自分ニ於テ主張ヲ持ニ変更シタルカ如キコト無」と伊集院に述べたが、翌日12月21日ジョルダンは伊集院公使に「袁世凱ヲ大統領トシテ兎モ角一時ヲ収ムル案ハ如何²³⁶」と自発的に提案しに来た。ジョルダンは次のように述べた。

「満朝ヲ存シ君主立憲制ト為スノ最良案タルコト共和制ハ到底鞏固ナル能ハサルコトモ共ニ自分ニ於テモ素ヨリ信スル所ナレトモ而カモ之ヲ革命軍側ニ強制スルノ途ナキニ於テハ如何トモ致方ナシ要ハ妥協不成立ト共和国トノ二害悪内就キ選択ヲ為スノ外ナカルヘシ²³⁷」

と、ジョルダンは立憲君主制は最良の方法だと考えたが、南北会議で革命側は共和制を主張し、立憲君主制を認めないので、結局妥協不成立と共和国樹立の中に一つを選ぶしかないと言ひ、共和制を選択する意を表した。また、イギリスは中国の南方勢力範囲における莫大な貿易利益があり、この権益保護のため財界は南方革命派を「支援」すべきだと呼びかけていたので、イギリス政府としても革命派の共和制の主張を重視せざるを得なかったものであった²³⁸。権益保護について、ジョルダンは下記のように述べた。

²³⁵ 櫻井良樹、廣瀬順皓、尚友倶楽部編『伊集院彦吉関係文書』辛亥革命、芙蓉書房、1996、P.166

²³⁶ 『日本外交文書』（清国事変）、P.437-438

²³⁷ 同上、P.438

²³⁸ 俞辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』東方書店、2002、P.62

「英国ハ中清南清ニ於テ貿易上重大ナル利害關係ヲ有スルヲ以テ之ニ対シ攻撃ヲ受クル危険ヲ侵シ南方清人ノ主張感情ヲ無視シテ君主立憲ヲ押付ルカ如キ措置ハ英国政府ニ於テ容易ニ執リ得サル²³⁹」

平川清風氏もイギリス公使の態度変更に下のように要をつかんでいる。

「革命か起るや在支英人の態度は自ら二途に岐かれた。一は北京外交官の態度であり、一は南方における商業家、操觚者、宣教師等の態度である。前者は最初の間厳正中立の名の下に何程か君主立憲制維持に傾き後者は徹頭徹尾共和体制の樹立に同情した…上海を中心とする南方一帯の商業家、操觚者、及び内地到る所に散在する宣教師等は一樣に革命軍に同情を表し、且つ北京外交団が動もすれば君主立憲制を主張する袁世凱を援助せんとするに反対の意を表した。²⁴⁰」

このように、ジョルダンも南方におけるイギリスの貿易関係を顧慮したので、南北和議において立憲君主制の圧迫・関与によって妥協を成立させることはできないと、伊集院の主張に反対した。

しかし、伊集院は依然として「満朝を存続して君主立憲となすを以て最良案なり」と強調して、その理由については次のように述べた。

「若シ共和国トナサハ到底満足ニ統治ノ実ヲ挙げ得スシテ四分五裂ノ悲運ニ陥ルヘシ而シテ事茲ニ至レハ単ニ清国限リノ内政問題タルニ止マラス直チニ国際問題ヲモ惹起スルコト明瞭²⁴¹」

伊集院は中国において共和制の実施に対する悲観視して、共和制を採用すれば大混乱を招致するおそれがあると判断した。このように、伊集院は清国全土を保全するために干渉による立憲君主制の堅持を主張し、共和制による解決を主張するジョルダンと対立した。

²³⁹ 『日本外交文書』(清国事変)、P.438-439

²⁴⁰ 平川清風『支那共和史』春申社発行、1920、P.123-126

²⁴¹ 『日本外交文書』(清国事変)、P.438

翌日、伊集院公使はジョルダン公使を訪ね、政体問題について双方の意見を調整しようとした。だが、ジョルダン公使は「何レニモセヨ要ハ清国保全ト永久ノ治安ヲ確保スルニ適フヘキ解決ヲ希望スル次第ナリ²⁴²」と述べた。これはイギリスは立憲君主制或いは共和制にもかかわらず、強大な統一政権を樹立し、中国における列強の権益と貿易が保障されることを重視したものであった²⁴³。イギリスの態度変化に対して、伊集院公使は「共和制ノ到底永ク鞏固ナル能ハスシテ或ハ間モナク大混乱ヲ醸ス可キ大危険ニ伴フ」と繰り返し説明し、「元来日本ハ本問題ニ関シ他諸列国トハ異ナリ独特ノ関係ヲ有スル地位ニ立チ清国ニ於テ共和制ノ実現延イテハ大混乱ヲ醸スカ如キ独り実質上之ニ依リ多大ノ影響乃至損害ヲ被ル可キノミナラス我思想界ニモ至大ノ影響ヲ及ホス如キコト万ナキヲ保セス²⁴⁴」と、政体問題と日本のこの独特の立場を了解するよう特に切望した。これは日本が立憲君主制を固執した政治的・思想的な理由を吐露したものであった。政体問題に対する態度の相違について、兪辛焯氏は「イギリスが政体問題において植民地権益保護という現実的な態度をとったのに対し、日本はイデオロギー的であり、観念的な態度をとっていたのである」と指摘した²⁴⁵。

伊集院公使は中国に立憲君主制を強要するために「尠ナクトモ或ハ圧迫ヲ加フルヨリ他ニ道ナカルヘシ」と提言し、日英が共同して干渉する意見を率直に表明したが、ジョルダンは「唯タ圧力ヲ加フルノ途ナキヲ如何ト再ビ繰返シ且本問題ハ既ニ自分ノ頭脳トカノ及ハサル所²⁴⁶」なりと再び伊集院の提案を拒否した。

ジョルダン公使と唐紹儀の共和制・袁大總統による時局收拾への転向について報告を受けた内田外相はすぐさま動き始めた。12月22日彼は山座臨時代理大使に通じてイギリスのグレー外相にイギリス政府公式の意向を打診した。内

²⁴² 同上、P.444

²⁴³ 羅家倫主編『新譯英國政府刊布中國革命藍皮書』中國國民黨中央委員會黨史史料編纂委員會發行、1983、P.189

²⁴⁴ 『日本外交文書』（清国事変）、P.444

²⁴⁵ 兪辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』東方書店、2002、P.65

²⁴⁶ 『日本外交文書』（清国事変）、P.445

田外相はたとえ共和政治の樹立が実現されれば、南北両派は袁世凱を大総統に推挙する決心あるかどうかを疑っていた。三つ理由を下記のように挙げた²⁴⁷。

- (一) 「袁ニ於テ其ノ従来標榜セル所ヲ棄テ諸方面ノ反感ヲ顧ミスシテ大統領ノ位ニ就クヲ承諾スルヤ否ヤ不明」なること
- (二) 「満洲朝廷並ニ満人カ其袁ノ為ニ売ラレタルヲ忘レ袁ノ皇位ヲ廢シテ自ラ大統領トナルヲ黙視スヘシトモ恩惟スルヲ得」ること
- (三) 「革命軍ノ袁ニ対スル反感ハ極メテ劇甚ナルモノアル」こと

上述したように、内田外相は「袁ヲ大統領トシテ一時ヲ収メントスルノ方案ハ其実行ニ於テ幾多ノ困難アル上決シテ清国ニ於ケル恒久ノ平和ヲ保持スル所以ニアラスト思考セラル帝国政府ハ今尚君主立憲制度ヲ以テ清国ノ時局ヲ救済スルノ最良計ト認メ英国政府カ之ニ同意シ該制度ヲ確立スル為十分尽力セラルル所アランコトヲ切望²⁴⁸」すると、日本は立憲君主制による時局收拾案を支持し、イギリス政府に中国において立憲君主制の確立を協力してほしいとグレー外相に申し入れた。

同時に、内田外相は上海の唐紹儀に対して、松井参事官に通じて対唐工作を展開した。12月22日、松井は唐を訪ね、内田外相の訓令通り「帝国政府ハ立憲君主擁護ノ為ニハ十分袁ニ援助ヲ与フル積リナリ其何時如何ナル援助ヲ与フルヤニ至リテハ袁ト臨時協議セラルヘキモノナリ」と述べた。これは内田外相が袁世凱に対する援助を与えることにより立憲君主制を強要しようとしたものであった。

しかし、唐紹儀は松井の対袁援助を日本の出兵・干渉だと見なし、「日本トシテモ外国ニ対シ其ノ政体迄モ指図スルハジツニ謂ナシト思考ス……国民ノ輿論共和トナレルニ際シ之ヲ無視シテ依然満洲朝廷ヲ援助セラレントスルハ自分ノ理解ニ苦シム所ナリ」と、日本が中国国民の輿論を無視して依然として清朝を援助しようとすることを非難した。このように、松井の対唐工作は何の効果も挙げることができないのであった。

²⁴⁷ 同上、P.441

²⁴⁸ 同上

三. 政体干渉策の挫折

12月21日上海の唐紹儀から南北和議は「一度決裂ノ曉ニハ内地洋人ノ財産生命必ス保護シ難シク大禍実ニ設想ニ堪ヘス尚自分ノ前議ニ照ラシ速ニ国会ヲ開キ君主民主問題ヲ公決セシメ以テ全国ノ麤乱ヲ免カルルノ一途アルノミ²⁴⁹」と袁世凱に打電してきた。これに対して、12月22日袁世凱はジョルダン・伊集院の来訪を求め、日英両国の意向を打診しようとした。

会談はジョルダンの希望により個別的に行われ、まず袁・ジョルダン会談が午後3時から開かれた。袁は共和制は中国に分裂と滅亡をもたらすと確信しているので自分は賛成できないとの芝居を打ち、列強の介入と援助を懇願した。これに対して、ジョルダンは袁の見解に同意を示したが、「どのような体制であれ、清国人民が望む政体のもとで強固な統一国家を、英国は望んでいる」と述べ、政体の決定を国会議決に委ねるという唐紹儀の提案を受け容れる可能性を示唆した²⁵⁰。袁はその提案を皇帝に推薦しようとした。唐紹儀の提案を採用すれば、その結果は共和制と既にわかっていたのであるから、すなわちジョルダンはこのような言い方は事実上、共和制採択を勧めたわけであった²⁵¹。

続いて袁・伊集院会談は午後4時から開かれた。伊集院は、唐紹儀が立憲君主制を主張すべき立場にあるにもかかわらず、共和制に賛成していることを厳しく批判した。ここで袁世凱は巧妙な外交手腕を発揮した。袁世凱は「自分は共和制に賛成したことはなく、あくまで立憲君主制の断行を期待しているが、今もっとも憂うべき新事実、ジョルダン公使の方針は既に変更されたことである」と述べた。袁は「万が一日本はイギリスと同じような態度に出るのなら、自分は任を退くほかはない」として、「日本はあくまでも立憲君主制を援助してくれるのか」と反問した。これに対して、伊集院は「東洋永遠の平和を確保できる以上は、あくまでも立憲君主制を援助する」と答えた。さらに袁世凱は「危機は切迫している、日本側から具体的援助を与えよう」と繰り返し要求した。伊集院は危機が切迫しているのを認め、本国政府に報告した。そして

²⁴⁹ 『日本外交文書』(清国事変)、P.443

²⁵⁰ 白井勝美「辛亥革命と日英関係」、『季刊国際政治』(58)、日本国際政治学会、1977、P.40

²⁵¹ ウッドハウス暎子『辛亥革命とG.E.モリソン』東洋経済新報社、2010、P.227

日本政府からの訓令が到着するまで、南北和議の現状を維持するよう袁に勧告した²⁵²。

袁世凱の発言の要旨はどうであったろう。もし袁が唐の提案を入れざるを得なかったとしたら、それは受け入れを勧めたジョルダンジョルダンの責任である。その一方、袁は伊集院の前にあくまで立憲君主制に固執する態度を示したので、もし日本が何らか具体的な援助を与えなければ、清国が君主制を維持できないのは日本の責任ということになってしまうのであった²⁵³。袁世凱は口先では立憲君主制を叫びながら、本心では共和制の採用により清皇帝を廃し、自分が中国に君臨しようとしたものであった²⁵⁴。

袁世凱の野心に対して伊集院も鈍感ではなかった。彼は内田外相に「袁モ窮迫ノ余彼ノ性行ニ照ラシ従来ノ態度一変シテ如何ナル拳ニ出ツヘキヤト保証シ難シ²⁵⁵」と、袁世凱を日本の手元に抑えるために何らかの手段を出す必要がある。そうしなければ、袁は窮地に追われてどのような行動をするか保障できないと報告した。これは袁の信頼を得ようとするために、立憲君主制の堅持から共和制の妥協に転換せざるを得なかったことを示唆したものであった²⁵⁶。

北京・上海における情勢が激変した12月22日、内田外相は中国の政体問題を閣議に上程し、政府の方針転換を問わざるを得なくなった。原敬内相は閣議の様態を下記のように日記に記述している。

「閣議、内田外相より清国事件を報告し、英国は立憲君主の勧告を捨て共和政治となるも清人の自由に任すべき内意をも申越したり、依て一応君主立憲の前説を英国政府に申込ましめ夫れが行はれざるときは日本に於て英国に同意すべしと云ふに付、余は君主立憲は最良の政体なりとするも、時局を解決するには最良の方法にあらず、何となれば君主立憲は革命党の同意せざる所にて、上海に於ける談判は不調に終るの外な

²⁵² 『日本外交文書』（清国事変）、P.449-452

²⁵³ ウッドハウス暎子『辛亥革命とG.E.モリソン』東洋経済新報社、2010、P.229

²⁵⁴ 俞辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』東方書店、2002、P.66

²⁵⁵ 『日本外交文書』（清国事変）、P.452

²⁵⁶ 俞辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』東方書店、2002、P.66

ければなり、故に一応英国に申込む事に強て異議なきも、此主義は之を放棄するを得策とすと述べ、石本陸相初め閣僚異議なく之に決せり²⁵⁷」

これは閣議が立憲君主制による中国時局收拾方針を放棄したことを示した。しかし、日本の外交政策決定においては、日本独特の元老の発言が強かった。閣議決定は元老の再審査と批准が必要であった。このように、24 日元老会議が開かれ、中国問題が上程された。内田外相は日記に次のように記している。

「九時桂公を三田に訪ひ清国事件を談ず。午後二時半西園寺侯を訪ひ、桂公と会見始末報告。三時元老会議を開く、六時散会。山県公、桂公、大山公、松方侯、西園寺侯、山本伯、斉藤海相、石本陸相来会。井上侯不参。²⁵⁸」

この三時間にわたる元老会議の討論の様を知ることはできないが²⁵⁹、元老会議により審議の結果としては、海軍大将の財部彪は 24 日の日記で下記のように記している。

「日本国政府は何処迄も清国の君主立憲を適良と認め、且つ其成立を援助せんと欲するものなるも、英国政府が之と同一歩調に出るに非れば我も亦た積極的に之を強行すべきに非ず。已を得ず成行に委せざるを得ずと云うに一決せりと云う²⁶⁰」

と、元老会議は内閣決定を否認し、「帝国政府が立憲君主の制を確立するを以て時局を救済するの最良策と認め²⁶¹」ると、つまり中国革命に対する立憲君主制支持による時局收拾策を変更しなかった。当初の方針通り日英同盟に基づいて、「英国ト協議ヲ進メ其ノ結果ヲ待²⁶²」つと、イギリスと同一歩調で再び協議した上で方針を決定し、イギリスからの返答が来るまでは袁が従来の態度

²⁵⁷ 原圭一郎編『原敬日記』第三卷、福村出版、1981、P.198-199

²⁵⁸ 内田康哉伝記編纂委員会・鹿島平和研究所編『内田康哉』鹿島研究所出版会、1969、P170

²⁵⁹ 同上、P.171

²⁶⁰ 坂野潤治編『財部彪日記：海軍次官時代』山川出版、1983、P.298

²⁶¹ 『日本外交文書』（清国事変）、P.455

²⁶² 同上

を維持し局面の破裂を防ぐ結論であった。これは日本で最後まで立憲君主制を主張したのは元老らであったことがはっきりとわかった。

しかし、内田外相が元老会議審議の最終決定を伊集院に伝える前に、24日午後袁世凱と慶親王奕劻はジョルダン公使と会見し、国民会議による政体解決案を唐紹儀に電訓する意を内示し、ジョルダンの意見を尋ねた。これに対して、ジョルダンは「此際官革妥協商議ヲ進ムル道他ニナシトセハ右ノ電訓ヲ発セラ
ルルコトニ対シ異議ナシ²⁶³」と、政体解決案を国民会議によって決定することが平和の基礎として適当であると勧告し、唐紹儀への国会案承認の電報案に賛成した態度を表した。

袁世凱がここまで恐れているのは日英の共同軍事干渉であった。「ロンドン・タイムズ」特派員モリソンの12月24日の日記に「日英が共和政府の樹立を防ぐために、必要とあれば武力を用いても干渉する準備を進めていると袁世凱は信じている²⁶⁴」と記している。故に、イギリスの承認を獲得すれば、日本に対して袁の恐怖はそれほど大きくはなかったであろう。このように、ジョルダン大使の意思を確認した袁世凱と慶親王奕劻は続いて伊集院大使に同様の意見を表明し、イギリスの力を借りて伊集院を責めた。袁の電報案に対して、伊集院は、一兩日延期するよう切望した。袁もこの意を了承した²⁶⁵。

このような緊迫した情勢の下で、25日内田外相は駐英山座臨時代理大使に通じて「立憲君主制ヲ採用シ時局ヲ收拾スルノ最得策……六強国ヨリ無形上ノ圧迫ヲ加ヘ以テ時局解決ノ途ヲ開クコト可然²⁶⁶」と、イギリス政府と共に共和制に干渉・圧迫の協力を提案した。

だが、イギリスは始終日本の提案に反対し、同日に政府声明を発表し、公然と干渉に反対する立場を表明した。内容は下記のように記している。

「日英両国ハ必要ナレハ兵力ニ依リテ迄モ清国ニ於ケル君主政体ヲ支持セントノ目的ヲ以テ共同動作ヲ為シツツアリトノ報道ハ事実ニアラス英国ハ他ノ諸国ト共同ノ行動

²⁶³ 同上、P.459

²⁶⁴ ウッドハウス暎子『辛亥革命とG.E.モリソン』東洋経済新報社、2010、P.214

²⁶⁵ 『日本外交文書』（清国事変）、P.461

²⁶⁶ 同上、P.458-459

ヲ執リツツアルモ其努ムル所ハ清国カ人民ノ賛同ヲ基礎トセル有効ナル政体ヲ樹立スルニ援助ヲ与フルニアリ²⁶⁷」

この声明はイギリスの干渉に対する反対の立場を明らかにするとともに、日本の行動への牽制の意味を含んでいることは明らかであった²⁶⁸。

翌日山座臨時大使は「英国政府ヲシテ時局ノ為メ有効ナル積極的手段ヲ採ルコトニ同意セシムル事ハ殆ント望ミナ²⁶⁹」しと、内田外相に上申した。イギリスと共同干渉を行う可能性がないことを知った伊集院は、午後5時袁世凱を訪ね、「立憲君主制による政体解決案を支持しなければ、日本は袁に具体的援助を与えない²⁷⁰」と圧力を加えたが、袁は「時局困難ノ極点達セル今日当ニ援助ヲ与ヘラルヘキ時期ニ於テ尚且主義方針ノミヲ繰返ヘサレ何等實際ノ援助ヲ与ヘラルヘキ機会ニ到達セスト云フニ至リテハ自分モ聊カ意外ニ感スル所ナリ²⁷¹」と、日本の立憲君主制の固執に対して公然と不満を吐露した。このように、袁世凱は周囲の状況と自己の立場を鑑み、これ以上の遅延は堪え得ないとし、日本の反対にもかかわらず国会による政体採決案を清朝側の講和代表唐紹儀に打電した²⁷²。

このような状況に至り、日本政府は中国政体問題に対する方針を変更せざるを得なかった。26日の閣議で、元老会議を経て「英国と協同し英国が清国共和となるも干渉せざる方針²⁷³」と決定された。27日内田外相は閣議の決定を駐英山座臨時大使に通じて、イギリスのグレー外相に「暫ク事態ノ発展ヲ観望スルコトトナシタル²⁷⁴」と、政体干渉策を放棄する旨を申し入れるのもやむをえなかった。

²⁶⁷ 『日本外交文書』(清国事変)、P.465

²⁶⁸ 白井勝美「辛亥革命と日英関係」、『季刊国際政治』(58)、日本国際政治学会、1977、P.40

²⁶⁹ 『日本外交文書』(清国事変)、P.471

²⁷⁰ 同上、P.474

²⁷¹ 同上、P.475

²⁷² 同上、P.468-469

²⁷³ 原圭一郎編『原敬日記』第三卷、福村出版、1981、P.207

²⁷⁴ 『日本外交文書』(清国事変)、P.471

第三節 日本の立憲君主制の堅持

南北和議期における日本の対中外交において、内田外相と伊集院公使が立憲君主制の堅持のためイギリスと袁世凱、革命派に働きかけた外交努力は、何らの成果を収めることはできず、逆に政体問題をめぐって日本は孤立状態に陥った。日本政府の立憲君主制に対する堅持は辛亥革命期における外交失敗の主因とも言える。

日本政府はなぜ立憲君主制に固執したのかについて、南満州における権益確保とイデオロギイ的思想影響に対する不安、両方面から検討しようと思う。

一. 満州権益擁護の視点

第一は、日本の南満州に保有する権益を擁護するために、立憲君主制の清朝政府の永遠存続を期待していること。

日清・日露戦争以後、日本は極東における帝国主義勢力として発展しつつあった。特に日露戦争後のポーツマス条約によって、ロシアから遼東半島租借権と南満州鉄道に関する諸権益の譲渡を受けることになった²⁷⁵。そして、1905年12月日本・清国の間に「満州ニ関スル条約²⁷⁶」が結ばれ、ポーツマス条約第五条、第六条の内容によってロシアから日本に譲渡された満州利権を清国政府に承諾させたとともに、付属協定において満州における新たな開市、安奉鉄道経営権の取得、満鉄並行線の敷設禁止など諸権益を日本に対し認めさせた²⁷⁷。また、1906年の南満州鉄道株式会社創設²⁷⁸、1910年に南満州を「特殊利益」地域として日露両国で共同して守ることを約束した「第二次日露協約²⁷⁹」によって補完された。

このように、日本政府は南満州における権益拡大に積極的な態度を取る決意

²⁷⁵ 同註 5

²⁷⁶ 『国立公文書館デジタルアーカイブ』

http://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/Detail_F000000000000020971、査閲日期：2015/7/9

²⁷⁷ 大畑篤四郎「辛亥革命と日本の対応-権益擁護を中心として-」『日本歴史』(414)、吉川弘文館、1982、P.57-58

²⁷⁸ 同註 6

²⁷⁹ 同註 8

が窺える。南満州に対する支配権を確実した後、満州方面における利権の擁護、増進をはかることが、日本にとって重要な課題であった。山県有朋は 1911 年 6 月の意見書において「是レ（満州）大陸ニ扶植シタル我帝国主義ノ主権擁護ニ最モ緊要ナル事ト信ス²⁸⁰」と日本にとって満州の重要性を強調した。

しかして、辛亥革命が勃発した後、内田外相は対中外交の大方針について「満州ハ永遠ニ保持スルノ覚悟ナル事²⁸¹」と、日本の南満州における権益確保を覚悟なることだと位置づけた。これは本論の第二章で既に触れたように、10 月 24 日の閣議決定で、満州問題について「関東州租借年限の延長並びに鉄道に関する諸問題」の解決を対中政策の根本方針として設定された。

だが、日本政府は「満州ニ関スル条約」により清朝政府の了承に基づいて、満州における権益を獲得したものであった。君主制がたとえ形式的なものであるにせよ日本の力で維持されれば、清朝の故地である満州において日本は従来以上に有利な地歩を占めることができるわけである。故に、日本にとって満州支配を恒久化するためには清朝の形式を必要としたといえよう²⁸²。

逆に、革命の結果共和制による鞏固な統一国家の出現は、満州における主権・利権回収運動を活発化させ、日本の非合理的な軍事的政治支配を一層困難なものにすることが予想される。故に、日本政府は革命初期に清朝政府を支援したことにより、革命軍蜂起を鎮圧という政治目的のほかに、清朝政府に満州における日本の権益と地位を尊重させる目的であった²⁸³。

駐清伊集院公使は革命勃発の最初、「満朝の運命も既に時機至れるか」、「他力を借らざれば救済の途なき²⁸⁴」と予言した。この「他力」は言うまでもなく日本のことを指していた。彼は清国三分策を考え出して、この形勢を利用して中清武昌、南清広東に独立の二ヶ国を樹立させ、北清（北京中央政府）は現朝廷の下に統治を続けさせる策略であった²⁸⁵。伊集院は特に「北清ノ一角ニ清朝

²⁸⁰ 大山梓編『山県有朋意見書』原書房、1966、P.333

²⁸¹ 坂野潤治編『財部彪日記：海軍次官時代』山川出版、1983、P.275

²⁸² 由井正臣「辛亥革命と日本の対応」『歴史学研究』344、歴史学研究会、1969、P.5

²⁸³ 俞辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』東方書店、2002、P.20

²⁸⁴ 櫻井良樹、廣瀬順皓、尚友俱樂部編『伊集院彦吉関係文書』辛亥革命、芙蓉書房、1996、P.18

²⁸⁵ 『日本外交文書』（清国事変）、P.149

ヲ存シ永ク漢人ト対峙サシムルハ帝国ノ為得策ナリ」と考えていた²⁸⁶。清国の分割・対峙状況を作りだして、内乱の深刻化によって列国干渉の機会が生じれば、終局には南満州における日本の影響力を高めようとしていたといえよう。すなわち、伊集院は少なくとも「満州にては革命軍をして一指だも染めしめざる覚悟」が必要なこと、つまり満州地域については現状維持をはかることによって日本の影響力を確保するために、伊集院は北方における立憲君主政体を固執したものであった²⁸⁷。

また、伊集院は民主共和制政府による日本の満州利権に不利なることを懸念して、立憲君主制を支持する理由を次のように述べた。

「今回ノ事変ニ際シ南北ニ亘リ勢力実権ヲ有スルモノハ大体ニ於テ共和主義ノ広東派ニシテ佞令袁世凱ノ威望能ク統一政府ヲ主宰シ得ヘシトスルモ新政府ノ実権ハ多ク広東人士ノ手ニ帰スヘク其結果ハ必我ニ不利ナルヘキ因リ此ノ一派ノ勢力ヲ抑制センカ為ニ本使ハ殊更ニ共和ニ反対ノ意見²⁸⁸」

伊集院は、共和政府の中に実権を手に入れる広東派は日本にとって不利なことだと判断したので、始終共和制に反対するとしたものであった。山県有朋はさらに南満州の権益を保護するために、明治 1912 年 1 月の「対清攻略概要」意見書において派兵するまで主張した。内容は次の通りである。

「我政府ハ満州租借地及ヒ鉄道保護ノ關係上一般秩序ノ紊亂ヲ豫防シ並ニ人民ノ生命財産豫防ヲ安固ナラシムル為メ満州ニ出兵ヲ要スル適當ノ時期ト判断セサル可ラス（一師団又ハ二師）²⁸⁹」

と、山県有朋は清朝による中国統治継続が不可能な情勢だと判断して、日本の影響力の強い中国東北部に革命軍が及ばないように、清王朝を維持させて、南

²⁸⁶ 同上、P.377-378

²⁸⁷ 櫻井良樹・廣瀬順皓・尚友倶楽部編『伊集院彦吉関係文書』辛亥革命、芙蓉書房、1996、P.22-23

²⁸⁸ 『日本外交文書』（清国事変）、P.568

²⁸⁹ 大山梓編『山県有朋意見書』原書房、1966、P.337

満州における利権を保護するとして大規模な派兵を主張した。

1911年10月24日の閣議決定を振り返って見ると、「満洲ノ現状ヲ永遠ニ持続スル」という根本方針は既に確立した。日本は日露戦争以来長年経営してきた南満州権益を擁護するために、その具体策は清朝の存続を前提として立憲君主制を固執したものであった。あたかも袁世凱は清朝の権力頂点に立つので、日本は袁に接近し、彼を「中国本部の勢力」として扶植しようとした。日本政府は、統一の共和政府の樹立は南満州の利権維持にとって不利なことだと判断して、対袁援助により立憲君主制の支持を要求した。これは日本政府が袁世凱を支持するわけではなく、ただ南満州の権益を確保するために、袁を利用して立憲君主制の清朝政府を維持させようとしたのみであった。故に、中国に君臨しようとした袁世凱は日本の期待を裏切って最後まで立憲君主制を支持しなかったのに対して日本は諒解できないのであった。櫻井良樹氏は「多くの日本人がそうであったが伊集院も、革命を通じて反袁感情を強烈にいただくようになったのである。」と指摘した²⁹⁰。

二. 思想抑制の視点

日本が立憲君主制を堅持した第二の原因は、イデオロギー的に言えば、君主立憲制を国家政治体制として実行する日本は隣の中国に民主共和政体の存在を決して望まないことである。日本政府は明治維新を経て、封建制の代わりに立憲君主制の国家体制を樹立した。1889年、「大日本帝国憲法」を発布したが、この憲法を根幹とする日本の国家体制は、「非民主的」、「専制的」性格を強調した。大日本帝国憲法について、極端な専制的であることを強調する家永三郎氏は次のように指摘した。

「その制定手続きにおいてこの憲法は……僅少の専制官僚とドイツ人との合作に成る、国民大衆の意志を全く無視して制定された憲法というだけではなく、その内容は……明治十年代の国民の最大公約数的憲法構想といちじるしくかけはなれた、当時におい

²⁹⁰ 櫻井良樹『辛亥革命と日本政治の変動』岩波書店、2009、P.38

ては少数例外の君権主義の線をさらに極端にまで推し進めた非民主的な憲法であったのである。²⁹¹」

明治維新によって成立した新政府は、反人民的な藩閥専制政府で、立憲政治・議会制度の設立については消極的姿勢を取った。しかし、専制政治の打破を目指す自由民権運動の高まりを無視しえなくなった明治絶対主義政府は、一方で止むを得なく憲法の制定と議会の設立を認めたが、同時に他方では民権運動を厳しく弾圧し、自らの主導権でプロシア流の君権主義の原理に基づく憲法の設定に着手した。その結果として成立したのは「大日本帝国憲法」であった。憲法の第一章「天皇」の条文を見てみると²⁹²、

「第十条 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル」

「第十一条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」

上記に述べたように第十、十一条文の通り、天皇の絶対的大権のもとで政府や軍部が強大な権限を掌握したが、それに反して、国民の権利と自由は厳しく抑えられ、国民の代表機関たるべき議会の権限も極めて限られたものでしかなかった。すなわち、日本立憲制の形成・展開過程における明治政府の「専制性」性格と対照的に、自由民権派の「革命的」或いは「民主的」性格が力説され、両者の対立的側面がいちじるしく強調されている²⁹³。

辛亥革命期の日本内閣総理大臣西園寺公望、また革命期に対中政策を左右する元老山県有朋は上述した君権主義を中心としていた。西園寺公望は、自分と山県有朋の政治思想について次のように記している。

²⁹¹ 家永三郎・松永昌三・江村栄一編『明治前期の憲法構想』福村出版、1987、P.4-5

²⁹² 『大日本帝国憲法-国立国会図書館』、<http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j02.html>、査閲日期 2015/7/6

²⁹³ 鳥海靖『日本近代史講義—明治立憲制の形成とその理念』東京大学出版会、1988、P.4

「山県は俗にいう右傾²⁹⁴、わたしは左傾²⁹⁵、左傾といっても共和政治の思想ではない。皇室中心で、自由、安楽な気分で、国民を政治に進ませたいというのだが、皇室を中心として政治を運営することには山県の右も、わたしの左も一致していた。²⁹⁶」

このように、保守的、絶対的天皇主義を有する元老山県有朋は、隣国における君主制の崩壊と共和制の出現が日本の国体保持に及ぼす影響を強く懸念した理由が見える。そのため、山県有朋は辛亥革命を極めて重視し、次のように指摘した。

「支那は革命易姓の国体であつて固より我が万世一系の国体とは同じからぬことは勿論だが、清朝は帝制の下に二百余年継続したる国家である。之をして世界の進運に應じて、その政体を改造し、立憲君主政治を布き、我と共に両国提携の実を挙げしむることは、東邦平和も関鍵であらねばならぬ。清朝にして一朝滅亡し、共和体制が組織されたりとするも、支那が果して能く統一の目的を達することを得べきや否やは、疑問であらねばならぬ。支那の革命は、我が国是政策と最も密接なる関係がある。²⁹⁷」

山県有朋は中国の皇帝制度と日本の万世一系の天皇制は同じではないものだと認識しているが、中国における立憲君主体制の樹立を支持した。彼は立憲君主制を強調すると同時に、民主共和制の下で統一中国を達することができるかどうかに対して疑っていた。さらに、1910年大逆事件以来²⁹⁸、山県有朋は労働運動と社会主義に極度の不安を抱いていた。山県有朋は共和政治が伝染することを恐れて閣議の決定を反してまで中国における立憲君主制の維持に努力を傾けた²⁹⁹。「民主的」性格を強調する辛亥革命に対して、山県有朋は次のように批判した。

²⁹⁴ 保守的・国粹主義的になること。右翼的な傾向を強くすること。『大辞林第三版』三省堂

²⁹⁵ 社会主義・共産主義思想にかたむくこと。『大辞林第三版』三省堂

²⁹⁶ 木村毅編『西園寺公望』ゆまに書房、2005、P.153

²⁹⁷ 徳富蘇峰編述『公爵山縣有朋傳』下、原書房、1969、P.779

²⁹⁸ 1910年5月、幸徳秋水ら多数の社会主義者・無政府主義者が明治天皇暗殺を計画したとして、大逆罪のかどで検挙・処刑された事件。検挙者は全国で数百名にのぼり、翌年1月、24名に死刑が宣告され12名が処刑された。幸徳秋水事件。『大辞林第三版』三省堂出版

²⁹⁹ 藤村道生・日本歴史学会編集『山縣有朋』吉川弘文館、1986、P.239

「支那本土之民、憤滿州人壓制、所在蜂起、州郡大亂、清國政府、不知所出。而其極、竟至見政體之變。餘弊殆不測矣。國于近鄰者。可不懼哉。可不戒哉。³⁰⁰」

山県有朋は中国における政体変更を、日本に百害あって一利なしだと厳しく批判した。中国の隣国たる日本は政体変更による悪い影響を注意すべきだと考えていた。

また、中国現地で革命に直面する日本駐清伊集院公使は、時局収拾について、君主立憲説を固持して譲らなかった。1912年1月21日袁世凱を訪問した際に、次のように述べた。

「本官ニ於テハ飽迄君主立憲制ノ目的ヲ徹底シ之ニ因リテ事局問題ノ解決ヲ告ケシムルコソ万全ノ策ナリト確信スル外他意アルニアラス（中略）三百年来ノ歴史ニ鑑ミ将又国民現在ノ程度ニ照シ仮令有名無実ナリト雖モ之ヲ存続シテ君主立憲主義国タラシメテコソ内治外交執レノ点ニ向ヒテモ威厳ト実力ヲ保チ得ヘキ道理ニシテ徒ニ血氣ニ逸リ毫モ政治ノ経験ヲ有セスル雜輩等ニ政府ヲ組織セシメ統治権ノ運用ヲ委スルカ如キハ危険ノ最モ甚シキモノニシテ忽チ内治外交ノ失敗ヲ招クニ至ルヘキヤ必然ナリ³⁰¹」

伊集院は中国に立憲君主制を採用するこそ最も適切な打開策だと考えていたと対照的に、政治的な経験を持ってない革命軍等のような人に統治権を与え、政府を組織させれば、内政上、外交上の失敗を招くほかないと悲観した。したがって、伊集院は山県有朋と同じように、中国において共和制を取るように軽率な行動をすれば中国に全面的失敗が生じることを確信した。

さらに、伊集院は山県有朋と同じように共和民主制が日本の思想界に悪い影響を与えることを恐れていて、次のように指摘した。

「万一貴国（中国）ガ共和国トナルガ如キコトアルニ於テハ我國民ノ被ムル思想上ノ影響決シテ尠カラス此ノ点ニ於テモ能フヘキ限り君主立憲主義ヲ援助シ其ノ目的ヲ達

³⁰⁰ 徳富蘇峰編述『公爵山縣有朋傳』下、原書房、1969、P.780

³⁰¹ 『日本外交文書』（清国事変）、P.550

セシメント欲スル次第³⁰²」

と、1911年12月22日、伊集院は袁世凱を訪問して、民主共和制は日本の国民に思想上で多大な影響を及ぼすことに基づいて、袁世凱に援助を与えることにより中国に立憲君主制の強要を説得しようとした。共和制が日本の思想界に与える影響を重大視したのは伊集院だけではなく、その当時朝鮮総督の寺内正毅³⁰³も下記のように指摘した。

「清国共和論ノ我人心ナ影響スル所大ナル実ニ可懼モノタル事ハ今日我新聞界並ニ青年輩ノ処論ニ鑑ミ可知次第ニ御座候。当局宜ク此辺ノ趨勢ニ応シ相当覚悟有リテ可然乎ト存申候³⁰⁴」

寺内正毅が心配したのは、既に日本の新聞・雑誌で展開していた日本の革命に対する政体干渉について激烈な議論であった。その代表言論としては1911年12月18日より五回にわたって、『大阪朝日新聞』に中野正剛が連載した「対岸の火災」であった。内容は次のように記している。

「もしそれ、隣邦革命のわが国に影響するありとせば、そは天下の命を革むるの革命に非ずして、政界の現状を打破するの革新運動たらんのみ、詳言すれば藩閥の打破のみ、腐敗政党の改造のみ、これむしろ吾人の快として歓迎するところなり³⁰⁵」

中野正剛は干渉論に反対し、辛亥革命の影響を藩閥打倒へと結びつけて論じた。同様に雑誌『社会政策』の発行兼編集者となっていた和田三郎が同誌1911年12月号で「国際上の社会政策」を発表した。内容は下記のように記している。

³⁰² 『日本外交文書』(清国事変)、P.451

³⁰³ 政治家。陸軍大将・元帥。長州藩出身。第一次桂内閣に入閣、以後陸相を歴任。一九一〇年初代朝鮮総督。一九一六年組閣して、シベリア出兵を断行、世論の批判を受け、米騒動により総辞職した。『大辞林第三版』三省堂

³⁰⁴ 千葉功編『桂太郎閣関係文書』明治四五年一月七日付桂宛書翰、東京大学出版会、2010

³⁰⁵ 一九一一年十二月十八日『大阪朝日新聞』、引自野沢豊「辛亥革命と大正政変」『東洋史学論集』6、東京教育大学文学部東洋史学研究室、1960、P.177

「わが邦の人民は愚かなりといえども、眼前にわれより進んだ国ができ、自由の政を布いて見せつけらるるならば眼が覚めぬという訳にはいかぬ、眼が覚めれば官僚打破をやる……今の官僚政治家はこれが恐ろしい故に、名を皇室の安危に籍りて支那の共和制に干渉しようというのではあるまいか³⁰⁶」

と、日本政府は官僚政治を維持するために中国の共和制に対する政体干渉を行うことを厳しく批判した。上述したように、山県有朋、寺内正毅、伊集院らが恐れていた辛亥革命によって日本人民に与えられた「悪い影響」とは日本の天皇制と衝突する共和制のような思想のみならず、むしろ当時専制的な藩閥・官僚政治打倒のような思想であった。このように、日本政府は隣国たる中国に違う政体が現れることを望まないと共に、反政府的思想の発生を抑えようとするために、辛亥革命に対して干渉策を出し、中国に立憲君主制を強要したのであった。

³⁰⁶ 一九一一年十二月号「国際上の社会政策」『社会政策』、引自野沢豊「辛亥革命と大正政変」『東洋史学論集』6、東京教育大学文学部東洋史学研究室、1960、P.177

第五章 終章

本研究は、辛亥革命期における日本の対中外交を分析しながら、立憲君主制による政体干渉の原因を検討することであった。その検討をした結果は次のようなことが明らかになった。

一. 辛亥革命勃発期における日本の対中政策

1911年10月10日辛亥革命の勃発は日本にとって衝撃的なことであった。1895年日清戦争に勝利を収めて以来、満州における「特殊権益」を獲得した日本にとって満州に進出することは、日本の外交政策にとって至上使命であった。満州経営に着々と歩みを進めている際、中国大陸に革命が発生し異なった政体の出現は、言うまでもなく日本に衝撃を与えた。

このように、第二次西園寺内閣が成立して一ヶ月あまり殆んど落ち着かないうちに辛亥革命が勃発した。日本政府は早急に清朝政府に武器を提供し、対清援助より清国の対日態度の改善及び満洲における日本の地位の確保を要求した。しかし、10月24日の閣議決定で、日本政府は革命最初清国に武器を援助するなど清朝支援一辺倒の策から官革双方を配慮する政策に転換し、「満洲の現状を永遠に持続する」という根本方針を出したが、南北情勢の推移を傍観しながら慎重に政策を設定し、イギリス等列強とあくまで同盟条約の精神を徹底し、外交政策を協調して中国に対応しようとした。要するに、中国本土に勢力を扶植することを目的とし、あくまで列強と共同行動で官革双方を刺激しないよう、という革命勃発当初における日本政府の対中方針であった。

二. 袁世凱の出馬をめぐって日本の積極策

10月末まで、中国本土の約三分の一が革命派の手中に入った。これにより清国政府は今までのない政治危機に陥って、実力者の袁世凱を再起用せざるを得なかった。欧米諸国は袁世凱を中国における信頼できる政治家だとみなし、

高く評価したが、日本はそうではなかった。なぜかという、日露戦争後日本が中国に対する侵略を強化した時、袁世凱がアメリカと協力して南満州における日本の植民地的権益に挑戦したので、袁は一時日本の対中国政策遂行の障害になったからであった。しかし、日本は中国本部に勢力を扶植するために、清朝権力頂点に立つ袁世凱に対して、今まで疎外してきた態度を変えて袁に接近し、彼を援助することより日本の手元に抑えようとした。ここから日本は辛亥革命期における対中外交の第二段階に入った。

11月18日駐清伊集院公使と袁世凱の会談が行われた。その場で伊集院は立憲君主制による中国全土の統一を図るこそ万全の策と述べ、袁世凱を援助することにより、立憲君主制による時局收拾しようと袁世凱に強要したことを明言した。その同時に、日本政府はイギリスに政体干渉の協力を求めた。内田外相は目下清国政府において独力で秩序を回復することは全く期待できないと悲観視し、満州朝廷名義上の統治の下で実際に漢人政府を中心として立憲君主制による時局を收拾しようとイギリス政府に上申した。これは日本の政体干渉策を明らかにした。

しかし、イギリスは日本の干渉策を受けいれなかった。それはイギリスの駐清ジョルダン公使は既に密かに袁世凱から休戦斡旋の依頼を受けて、漢口総領事ゴッフエに南北調停の手配をするよう指示したからであった。このように、イギリスは既に官革の調停に仲介として努めたので、日本の介入を許そうとしなかったのは当然なことであった。

要するに、袁世凱の出馬をめぐって、日本は中国の時局をコントロールするために、袁世凱とイギリスに外交的な努力を尽くした。日本は従来の静観的な態度から、清朝の名義上の統治の下に漢人が政治を行う立憲君主制の支持へと対中方針を転換した。しかし、日本の対袁外交はイギリスに一步先んじられて袁の日本に対する信頼を獲得できなくて、事態は日本の手の届かない局面へ進んでいった。この時期日本の外交行動の結果として、イギリスの単独干渉に従わざるを得なかったことを明らかにした。

三. 南北和議期における日本の政体干渉

イギリスの斡旋により、12月18日から官革両方は上海で南北平和会議を開催した。この南北平和会議をめぐって立憲君主制と共和民主制の攻防戦はまさに辛亥革命期における日本の対中外交の最終段階であった。12月20日の第二回目の会議に於いて、南方代表伍廷芳は政体問題を議題として提出し、共和民主政治の採用を強く主張した。これは政体問題が始めて中国内部で公式に取り上げられたことを意味した。

政体問題をめぐって清朝側と革命軍側は一度決裂したうちに、ジョルダン公使は態度を転向した。彼は立憲君主制或いは民主共和制にもかかわらず、強大な統一政権を樹立し、中国における列強の権益と貿易が保障できることを重視した意向を表した。イギリスの態度変更に対して日本はショックであった。伊集院公使は共和制の思想を恐れて、さらに日本の清朝における独特の地位を了承するようイギリスに切望した。要するに、イギリスは政体問題において植民地権益保護という現実的な態度を取ったのに対し、日本はイデオロギー的であり、観念的な態度を取っていたものであった。

だが、12月22日伊集院公使と袁世凱の会談によって、伊集院は「袁世凱は本心で共和制の採用により清皇帝を廃し、自分が中国に君臨しようとしたもの」を察知した。中国で袁を日本の勢力として扶植するために、日本は一度立憲君主制の堅持を放棄し、共和制の妥協に転換せざるを得なかった。同日の閣議で、日本は立憲君主制による中国時局收拾方針を放棄したことを決定した。しかし、12月24日元老会議により閣議決定を否定し、中国革命に対する立憲君主制支持による時局收拾策に変更なきことに基づいて、再びイギリスと協議した上で方針を決定するという結論を出した。これは日本で最後まで立憲君主制を主張したのは元老らであったことが明らかにし、元老会議の外交に対する柔軟性が不十分なことを示した。

12月25日内田外相は再びイギリス政府に共和制に干渉・圧迫の協力を提案した。だが、イギリス政府は公然と干渉に反対する立場を表明した。イギリスの支持を獲得した袁世凱も日本が具体的な援助を与えなく、ただ政体問題に対して固執したことについて、日本の政体干渉を公然と不満を吐露した。このよ

うに、12月26日袁世凱は周囲の状況と自己の立場を鑑み、日本の反対にもかかわらず国会による政体採決案を清朝側の講和代表唐紹儀に打電した。翌日内田外相はイギリス政府に「暫く事態の発展観望する」と、政体干渉策を放棄する旨を申し入れるのもやむをえなかった。

結局日本政府が立憲君主制を堅持するためにイギリスと袁世凱、革命派に働きかけた外交努力は、何らの成果を収めることはできず、逆に政体問題をめぐって日本は孤立状態に陥った。日本政府の立憲君主制の堅持は辛亥革命期における外交失敗の主因にもなったと言えよう。

四. 日本の立憲君主制堅持

日本の立憲君主制の堅持について、筆者は「満州権益擁護」、「思想抑制」二つの視点から検討してみた。

まず、「満州権益擁護」の視点からいえば、革命初期において1911年10月24日日本政府は既に閣議で「満洲の現状を永遠に持続する」と対中政策の根本方針として決定した。元老山県有朋は1911年6月と1912年1月の意見書で二回も満州の重要性を強調した。だが、日本の満州における特殊権益は清朝政府の了承に基づいて獲得したものであった。ゆえに、日本にとって満州支配を恒久化するためには清朝の国体維持を必要としたものであった。

逆に、革命の結果共和制による鞏固な統一国家の出現は、満州における主権・利権回収運動を活発化させ、日本の非合理的な軍事的政治支配が一層困難なものになることが予想される。これに対して伊集院公使も「中国新政府の実権が広東革命派の手に帰す結果は必ず日本に不利なる」と判断した。故に、日本は日露戦争以来長年経営してきた南満州権益を擁護するために、その具体策は清朝の存続を前提として立憲君主制を固執したものであった。これは辛亥革命に通じて日本の南満州に対する領土野心を明らかにした。

続いては「思想抑制」の面から論じれば、明治維新によって成立した新政府はしばしば反人民的な藩閥専制政府と指摘されてきた。そして1889年成立した「大日本帝国憲法」によると、天皇は絶対的大権のもとで行政府や軍部が強大な権限を握っていた。一方、国民の権利と自由は厳しく抑えられ、国民の代

表機関である議会の権限も極めて限られたものでしかなかった。故に、「革命的」或いは「民主的」性格を有する辛亥革命と対照的に、明治政府の「専制性」性格が力説され、両者の対立的側面がいちじるしく強調されている。

1910年の大逆事件を経験した日本の首脳者は、日本の体制を危くするとき体制が隣国の中国に実現することを恐れて³⁰⁷、特に君権主義を中心とする元老の山県有朋は中国における政体変更を、日本に百害あって一利なしだと厳しく批判した。また、伊集院は「革命は日本国民に思想上の影響を大きく与える」と判断した。そして、寺内正毅も「清国の共和民主論は日本人心に影響を及ぼすことは実に恐れるもの」と述べ、共和制が日本の思想界に与える影響を重大視した。その証拠として、中野正剛、和田三郎が新聞や雑誌で辛亥革命の影響を藩閥打倒へと結びつけて論じたものであった。故に、日本政府は隣国たる中国に違う政体が現れることを望まないと共に、反政府的思想の発生を抑えようとするために、辛亥革命に対して干渉策を出し、中国に立憲君主制を強要したことが明らかになった。

以上のように、辛亥革命期の日本・イギリス・袁世凱三者の外交過程を分析しながら、辛亥革命をめぐる中国に対して日本の立憲君主制による政体干渉の原因について、一つの検討を試みた。

そのほか、辛亥革命は日本政府に対してどれほど影響を与えたのだろうか。立憲君主制による清国政府の永遠存続に通じて満州権益拡大の失敗に対して元老山県有朋は「我国政府は殆ど対中政策がない」と、すなわち軍部は西園寺内閣の対応策の不足を批判した³⁰⁸。海外領土を拡張する性格を有する軍部は、やがて1912年12月「二個師団増設問題³⁰⁹」をめぐる西園寺内閣と対立し

³⁰⁷ 波多野善大「辛亥革命と日本」『歴史教育』2(2)、日本書院、1954、P.102

³⁰⁸ 信夫清三郎著・周啓乾譯『日本近代政治史』4、桂冠圖書、1990、P.78

³⁰⁹ 第二次西園寺内閣末期は陸軍の二個師団増設、海軍拡張、行政整理など財源をめぐる閣内対立が深刻化していた。また、陸軍内でも増師要求に温度差があった。山県や寺内は最終的には政友会との妥協を考えていたのに対して、政治的逼塞を余儀なくされていた桂はこの問題を利用して政界復帰を図ろうとし、上原に増師を強硬に主張することを求めていたのであった。そうした中で、陸軍内の歩調を整えるよう求めたのがこの意見書である。しかし、陸軍内の足並みが揃わない中、上原陸相は、1912年11月30日の閣議で増師を要求した。閣議の結果、増師計画が採用されず、上原陸相は単独で辞職する。そして、陸軍が後任陸相を推薦しなかったため、12月5日に第二次西園寺内閣は総辞職した。『国立国会図書館一史料にみる日本の近代』、<http://www.ndl.go.jp/modern/cha3/description01.html>、査閲日期：2015/7/7

た。西園寺内閣の師団増設拒否によって上原勇作陸軍大臣が辞職したが、陸軍は後任陸相の推薦を拒否した。この二個師団増設問題によって第二次西園寺内閣は総辞職に追い込まれた³¹⁰。

また、中国における革命の勃発が、日本におけるデモクラシー要求の性格を有する「閥族打破・憲政擁護」の運動を促した思想的影響は辛亥革命と大正政変との間に関連性があると注目された³¹¹。次に、辛亥革命期において袁世凱の権謀術数的な行為によって革命干渉の失敗を味わった日本は袁に対して不満を深めた。その後、日本は袁世凱を大陸進出の阻害と見なし、1915年袁世凱政権に対して厳しい対華二十一か条要求³¹²を提出し、そして袁世凱の帝政運動³¹³を干渉し、いずれも袁を排除しようとしたものであった³¹⁴。これらの点については将来の課題として探究したいと思う。



³¹⁰ 山本四郎「大正政変」『岩波講座日本歴史』18、岩波書店、1968、P.263-268

³¹¹ 櫻井良樹『辛亥革命と日本政治の変動』岩波書店、2009、P.237

³¹² 1915年日本が中国に提出した利権拡大要求。山東省におけるドイツ権益の譲渡、南満州鉄道権益期限の99年延長、漢冶萍会社の合弁化などを求め、最後通牒により一部修正して承認させたもの。中国民衆は受諾の五月九日を国恥記念日として反日運動を展開した。『大辞林第三版』三省堂

³¹³ 中華民国初期、1915年から1916年にかけて大総統袁世凱が、民国を廃して帝政を復活させようとし、83日で失敗に帰した事件。袁世凱は、1916を洪憲元年と改元し、実質的には皇帝としてふるまったが、正式即位には至らなかった。『世界大百科事典第2版』

³¹⁴ 林明德「日本與洪憲帝制」『中國現代史專題研究報告』3、中華民國史料研究中心、1973、P.151-152

参考文献（年代順）

一. 史料（日本語）

1. 外務省『日本外交文書』（清国事変）、巖南堂書店、1961
2. 大山梓編『山県有朋意見書』原書房、1966
3. 内田康哉伝記編纂委員会・鹿島平和研究所編『内田康哉』鹿島研究所出版会、1969
4. 徳富蘇峰編述『公爵山縣有朋傳』下、原書房、1969
5. 原圭一郎編『原敬日記』第三卷、福村出版、1981
6. 坂野潤治編『財部彪日記：海軍次官時代』山川出版、1983
7. 櫻井良樹、廣瀬順皓、尚友俱樂部編『伊集院彦吉関係文書』辛亥革命、芙蓉書房、1996
8. 木村毅編『西園寺公望』ゆまに書房、2005
9. 千葉功編『桂太郎関係文書』東京大学出版会、2010

二. 史料（中国語）

1. 張國淦『辛亥革命史料』龍門聯合書局、1958
2. 李廉方『辛亥武昌首義記』中國國民黨黨史史料編委會、1961
3. 『大清皇帝實録·宣統紀要』卷 62、華文出版社、1961
4. 羅家倫主編『新譯英國政府刊布中國革命藍皮書』中國國民黨中央委員會黨史史料編纂委員會發行、1983
5. 胡濱譯『英國藍皮書有關辛亥革命資料選譯』上、中華書局、1984

三. 著書（日本語）

1. 平川清風『支那共和史』春申社、1920
2. 鹿島平和研究所編『日本外交史.9』鹿島研究所出版会、1970

3. 曾村保信『近代史研究：日本と中国』小峯書店、1977
4. 大津淳一郎『大日本憲政史』6、原書房、1978
5. 『日本大百科全書』小学館、1994
6. 河村一夫『日本外交史の諸問題』南窓社、1986
7. 藤村道生・日本歴史学会編集『山縣有朋』吉川弘文館、1986
8. 家永三郎・松永昌三・江村栄一編『明治前期の憲法構想』福村出版、1987
9. 鳥海靖『日本近代史講義－明治立憲制の形成とその理念』東京大学出版会、1988
10. 朝日新聞社編『朝日日本歴史人物事典』朝日新聞出版、1994
11. 会田勉『川島浪速翁』大空社、1997
12. 兪辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』東方書店、2002
13. 松村明編『大辞林第三版』三省堂、2006
14. 櫻井良樹『辛亥革命と日本政治の変動』岩波書店、2009
15. ウッドハウス暎子『辛亥革命とG.E.モリソン』東洋経済新報社、2010
16. 王柯編『辛亥革命と日本』藤原書店、2011

四. 著書（中国語）

1. 丁文江『民國軍事近紀』上篇、商務印書館、1926
2. 中国史学会『中國近代史資料叢刊《辛亥革命》第八冊』上海人民出版社、1957
3. 沈雲龍『徐世昌評傳』傳記文學雜誌、1979
4. 台灣中華書局編輯部編『袁世凱竊國記』台灣中華書局、1882
5. 駱惠敏編『清末民初政情内幕』上、知識出版社、1986
6. 信夫清三郎著・周啓乾譯『日本近代政治史』4、桂冠圖書、1990
7. 黄德福『袁世凱政權與英國：從辛亥革命到洪憲帝制』元氣齋、1994
8. 丁中江『北洋軍閥史話』1、時英出版、2000
9. 李劍農『中國近百年政治史』復旦大學出版社、2002

五. 論文（日本語）

1. 波多野善大「辛亥革命と日本」『歴史教育』2（2）、日本書院、1954
2. 臼井勝美「日本と辛亥革命：その一側面」『歴史学研究』207、歴史学研究会、1957
3. 野沢豊「辛亥革命と大正政変」『東洋史学論集』6、東京教育大学文学部東洋史学研究室、1960
4. 池井優「日本の対袁外交(辛亥革命期)(1)」『法学研究』35(4)、慶応義塾大学法学研究会、1962
5. 池井優「日本の対袁外交(辛亥革命期)(2)」『法学研究』35(5)、慶応義塾大学法学研究会、1962
6. 山本四郎「大正政変」『岩波講座日本歴史』18、岩波書店、1968
7. 由井正臣「辛亥革命と日本の対応」『歴史学研究』344、歴史学研究会、1969
8. 臼井勝美「辛亥革命と日英関係」、『季刊国際政治』（58）、日本国際政治学会、1977
9. 大畑篤四郎「辛亥革命と日本の対応-権益擁護を中心として-」『日本歴史』（414）、吉川弘文館、1982

六. 論文（中国語）

1. 林明德「日本與洪憲帝制」『中國現代史專題研究報告』3、中華民國史料研究中心、1973
2. 彭澤周「辛亥革命與日本西園寺內閣」『中國近代現代史論集 18』第 17 篇（下）、台灣商務出版社、1986

七. 新聞・雑誌

1. 中野正剛「対岸の火災」、一九一一年十二月十八日『大阪朝日新聞』朝日新聞社

2. 和田三郎「国際上の社会政策」、一九一一年十二月号雑誌『社会政策』社会政策社

八. インターネット

1. 『ブリタニカ国際大百科事典小項目事典』、
<https://kotobank.jp/dictionary/britannica/>
2. 『世界大百科事典第2版』、<https://kotobank.jp/dictionary/sekaidaihyakka/>
3. 『美術人名辞典』 思文閣、
https://www.shibunkaku.co.jp/biography/search_biography.php
4. (極秘) 明治44年11月26日~明治44年12月4日清国事変関係外務報告第6綴(7)、『国立公文書館：アジア歴史資料センター』
<http://www.iacar.go.jp/DAS/meta/listPhoto>、(2015/5/15)
5. 「大日本帝国憲法」『国立国会図書館』、
<http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j02.html>、(2015/7/6)
6. 「二個師団増設」『国立国会図書館－史料にみる日本の近代』、
<http://www.ndl.go.jp/modern/cha3/description01.html>、(2015/7/7)
7. 「日清間満洲ニ関スル条約」『国立公文書館：デジタルアーカイブ』、
http://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/Detail_F0000000000000020971、
(2015/7/9)